

平成25年第3回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成25年6月18日（火曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鷓飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	青木一也
教育長	白木裕治	総務部長	川村登志幸
企画部長	石川博紀	市民環境部長	山田敏晴
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部長兼 根尾総合支所長	洞口義明	上下水道部長	杉山敏郎
教育委員会 事務局長	高橋卓郎	会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	白田慶生		

開議の宣告

議長（後藤壽太郎君）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告をいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（後藤壽太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号1番 江崎達己君と2番 鏑本規之君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（後藤壽太郎君）

日程第2、一般質問を行います。

12番 若原敏郎君の発言を許します。

12番（若原敏郎君）

皆さん、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従い順次質問をさせていただきます。

最近ちょっと喉を痛めまして、途中で声が出なくなったり、またせき込むことがあるかもしれませんが、お許しをいただきたいなと思います。風邪かなと思って医者へ行きましたらアレルギーだと言われまして、皆さんのお仲間に入れたかなと、こんなことを思っております。

それでは、1番目の質問に入らせていただきます。

県道田之上屋井線の整備をということでございます。

県道田之上屋井線は、真正地域の弾正地区を南北に縦断する基幹道路です。廃線となった名鉄揖斐線の政田駅があったころは、旧巢南町から旧糸貫町の多くの人がこの道を通って通勤・通学をしていて、思い出のある道路です。このたび、旧政田駅周辺の交差点も立派に改良され、信号機もつきました。南は関ヶ原線付近に東海環状自動車道の工事の予定も見えてきました。沿道自治会の強い要望もあり、歩道のある道路に改良できないかと、常々皆さんが期待をしておるところでございます。市への要望は幾つもそれぞれにあったと思います。それぞれの自治会から各所に出ていると思いますが、平成19年ごろだったと思いますが、幾つかの自治会長さんの合同で出ている要望書も

あると聞いております。

そこで、県道田之上屋井線の整備について、要望書は何件ぐらい出ていて、どのようなものが県に届いているかをまずお聞きしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

ただいまの自治会からの要望は県に届いているかについて、お答えをさせていただきます。

一般県道田之上屋井線に関連して、平成19年度以降に沿線自治会より産業建設部建設課を經由して、県の岐阜土木事務所へ要望いたしました案件は、現在までに12件あると確認をさせていただいております。このうち、主に暫定的な歩道の設置や道路拡幅に関する要望は4件ございました。

岐阜土木事務所に対しましては、いずれも要望書をつけた状態で書面により要望しておりますので、沿線自治会からの要望は県に届いておるものと思っております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

要望書は間違いなく県のほうへ届いているということは、県のほうも、整備についてはなかなかそこまで手が回らないと、こんなことでなかなか回答が返ってこないんじゃないかなと、そんなことを思っております。

2番目の質問で、住宅地があり、それぞれにいろんな困難な箇所がありますが、産業建設部長は現地を多分見られておると思うんですが、拡幅が必要だとは思いませんか、どう思われますか。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは、お答えをさせていただきます。

県道田之上屋井線は、瑞穂市田之上地内の県道岐阜県南大野線から本巣市屋井地内の国道303号に至る総延長5.1キロメートルの一般県道でございます。このうち、約3.7キロメートルが本巣市内を縦貫しております。

本巣市における当該路線は集落内を通過する区間が多いために、全体的に未改良区間が多い上、歩道もごく一部にしか設置されていないのが現状でございます。特に県道北方真正大野線から国道303号線までの区間の集落内では幅員が狭小であり、普通乗用車同士のすれ違いすら厳しい箇所もあると認識しております。このため、一般に公衆用道路として拡幅の必要性を問われれば、確かに道路拡幅は必要だと考えております。

一方、昨年の6月議会の一般質問で回答させていただきましたとおり、県に対しては当該路線の市道の受け入れも念頭に入れた県道網の再編として根尾川左岸堤防道路の県道昇格を県に要望しているところですが、県も将来的な県道網の方針としてはおおむね了承されているものの、その時期や具体的な手続などについては全く未定となっております。

また、議員御指摘のとおり、最も拡幅が必要となる集落内では、現道の両側に人家が連なっているため、抜本的な道路改良を進めるには用地買収がかなり困難であることが予想されております。

以上のことから、沿線自治会からの要望について、維持修繕的な対応により解消が見込まれる案件については、改めて県に要望をさせていただきますとともに、用地買収を伴う歩道整備や道路拡幅が必要となる案件については、県道網の再編時期や内容を検討しつつ、県とともに事業主体や現実的な整備方法を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

再質問をさせていただきます。

部長の答弁の中で、根尾川左岸につけかえをするというようなことがございました。県も検討しているということなのですが、根尾川左岸に県道がつけかえになってもならなくても、あの道路はやはり必要な道路で、一般の方は歩行者の方も車の方も歩道のないような狭いところを買い物やら何やらにいろんなことに通行する。そのときに車との距離が全然歩行者ととれないという状況で、大変危ないということで要望が出ておるわけでございます。今は道路の拡幅や安全な歩道の設置を求めているわけであって、見ても明らかに高齢者の方がふらふらと歩いていると、その道しかないですから、歩いていると事故が起きそうで大変危険だなと、こんなことを感じているわけです。

部長の言われるとおり、抜本的な道路改良になると、また民家が連なり、必ず用地買収が出てきて本当に困難なところが出てきます。先ほども言いましたが、やがて東海環状自動車道の工事も、弾正地区のあのあたりも工事が予定されていますので、自動車と歩行者が安全に通行できるように、県のほうへ、部分的にでもよろしいですので、できる限りのところを要望していただきたいと思うんですが、どのようなものでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を、産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

議員おっしゃいますとおり、暫定的な改良、用地買収を含まない、例えば水路を利用したような改良につきましても、もちろん要望に基づきまして県のほうには提出をさせていただいております。

ところが、県では政田駅あたりの交差点の改良をさせていただいております、その部分がようやく今終わりました。暫定的な改修といいますと、なかなか県は難しいことをおっしゃる部分もご

ざいまして、要望等はもちろんさせていただいておりますが、なかなか進まないのが現状でございます。議員おっしゃることはよくわかりますので、今後とも県に対しまして要望等進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

これ以上、部長に言っても多分だめだと思いますので、ぜひよろしく県のほうへ要望していただきたいと思います。

次の2番目の質問に入らせていただきます。

これまた県のほうへ要望とかそういう話になるんですが、犀川、政田川の改修は継続していますかということでございます。この時期になりますと、毎年のように異常気象で6月から9月までは台風やゲリラ豪雨の発生が起こってくる季節でございます。弾正南部の自治会では、また洪水の季節が来たかと本当に心配をしております。

以前、政田川の改修工事は計画的に順次進めますとのことでしたが、ここ数年は工事休眠状態のようでございます。進捗状況をお尋ねしたいんですが、1番目の質問としまして、政田川は下福島以南で犀川に合流し、瑞穂市を流れ、墨俣で長良川に配水されます。下の犀川の改修が進まないと、政田川も改修できないとも聞いております。

そこで、犀川の瑞穂市での改修の進捗状況はどのようになっているか、わかればお聞きしたいと思っております。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは、犀川の瑞穂市での改修進捗度についてお答えをさせていただきます。

1級河川犀川の河川改修事業は、犀川遊水地の上流側であります瑞穂市宝江地内から本巢市下真桑地内に至る延長約8.7キロメートルを計画区間として、県事業として昭和47年より事業が進められております。これまでは犀川遊水地の水位影響を受ける区間として、計画区間の下流端より瑞穂市十九条地内までの約3キロメートルの区間の堤防整備が先行して進められ、この区間の堤防はおおむね完成しております。近年では、当該区間の下流端より河道掘削や護岸整備が順次進められており、本年度には平成24年度の補正予算により国道21号橋梁の上流で掘削護岸工、約150メートルが実施される予定でございます。また、河川改修事業の中で流水に支障となる橋梁の整備もあわせて進められておまして、昨年6月にはJR東海道線橋梁の上流側で瑞穂市道である下犀川橋が新たに架設されたことから、昨年度から旧橋撤去や、これに伴います掘削が進められており、本年度には旧橋撤去が完了する予定でございます。

このように、犀川の河川改修事業は瑞穂市内で着実に進められていますが、現在進められている箇所でも本巢市境より約5キロメートル以上も下流の位置であり、本巢市内で事業をされるのはまだまだ先になる見込みとお聞きしておるところでございます。

本市としまして、いつときも早く本巢市内で事業着手していただけるよう、県に対してこれまで以上に強く要望してまいる所存でございますので、御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

部長の答弁の中から、瑞穂市内では工事が進められているとお聞きしました。

まだまだ本巢市から行くと5キロも先ということで、いつまでたったらこちらのほうまで来るのかなと、そんなことを心配しております。災害は待ってくれませんので、ぜひ早く進めていただくように願うところでございます。

2番目の質問ですが、政田川の1級河川の部分の改修工事は継続しておるんですか。よろしくお願いたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは、政田川の1級河川部分の改修は継続しているのかについてお答えをさせていただきます。

政田川の1級河川部分は、本巢市政田地内である県道田之上屋井線の弾正橋から犀川合流点に至る延長約2.4キロメートルの区間でございます。当該区間のうち、現在より数年ほど前までは県により旧リバーサイドモール周辺で河川改修が進められておりましたが、やはり下流側が未改修の状態では改修を進めることは下流側に治水的な負担を強いる可能性も否定できないことから、今後は犀川合流点より上流へ河川改修を優先的に進めるよう方針を定められたと聞いております。

一方、合流先となる犀川の河川改修はまだまだ先となる見込みであるため、現状では犀川の河床も高く、政田川からの合流量にも限界があります。このため、政田川の当面の改修計画としては、犀川の河床高見合いの暫定計画となる予定でございます。暫定計画といいましても、河川幅は将来計画で拡幅することにより、流下能力は現在の2倍以上の能力になることから、大きな改修効果が期待されます。

河川改修事業としましては、昨年度までにおおむねの設計が完了したため、まずは犀川合流点から県道橋梁の新福島橋の約400メートルを計画区間として、本年度には地元への計画説明会を実施した後、用地測量を実施して、可能であれば一部の用地買収に着手する予定で事業が進められてい

るとお聞きしております。

本市としまして、県に対して引き続きなお一層の事業推進を要望してまいる所存でございますので、御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

私は、関ヶ原線からちょうど西濃変電所のところで工事を一部やってみえましたんで、あそこから下へ順番に行くのかなと思っていましたけど、今の部長の答弁から予定変更になって合流点から上ってくるという回答をお聞きしました。

その中で、犀川合流点から上流へ400メートルが計画されているというようなことでございまして、本年度、用地測量の実施から、うまくいけば用地買収に着手すると、こんな回答を聞きまして、大変ありがたいことだと、こんなことを思っております。

私の地元では、政田川の改修を望んでみえる方がたくさんおまして、いつできるんかいつできるんかというようなことをよく聞くんですね。昔の話なんですけど、東海環状自動車道の話があったときに、条件は政田川の改修だと強く言われた方もおまして、東海環状はどんどん進んでいくが、政田川はとまっちゃったとか、こういう私もつらい立場であります。この政田川、今順次進められるということでございますので、目に見える形でできるように、ぜひ県のほうに要望していただきたいと、こんなことを思います。

下福島という地域があるんですが、消防団の方はみんな知ってみえると思います。洪水が出ると道路が水没しまして、通行どめになるようなところがあるんですね。私もよくそこを見に行くんですが、本当に怖いところです。一つ足を踏み外せばまず命はないと、こんなことを思いながら見に行くんですが、消防団の方もいち早く駆けつけていただいて対応していただいておりますので、ぜひそういうことのないように、改修が進めばまずそういうことはないと思いますので、よろしく願いしたいと思います。ありがとうございました。

次に、3番目の質問に移らせていただきます。

元気な長寿社会を形成するにはという質問でございます。

高齢化社会が高齢社会に、さらに超高齢社会に入りました。本巣市でもこれからは一人でも多く元気なお年寄り、自立して生活できるお年寄りであってらわなければならないと考えております。そのためには、市が超高齢社会に合った仕組みを構築していかなければならないと考え、質問をいたします。

1番目の質問としまして、今本巣市では車社会にどっぷりとつかってしまっていて、車と免許証がないとどこへも行けないような状態です。市のコミバスから今度市バスになりまして、また本巣のほうは福祉バスと自主運行バスとか、そういう市バスの利用者は目的の買い物とか医者への通院など生活のために、やむを得ずバスを利用しているという方が多く見えると思います。本

当は、車があってもなくても同じように生活できるのが理想じゃないかなと私は考えております。

質問としまして、外出のための公共交通は今の状態で十分であるか、それをお聞きしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、外出のための公共交通は現状で十分かという御質問でございます。

まず市の公共交通の現状でございますが、市営バスにつきましては、平成24年度ですが全6路線で約7万6,000人の方に御利用いただいております。また、そうした利用者へのアンケート調査で約9割以上の方が60歳以上の高齢者の方ということとなっております。

また、市が財政支援をしております樽見鉄道での沿線市町の65歳以上の高齢者の方が1回180円で全ての区間に乗車できるというシルバー180という切符がございますが、こちらには3月末現在で市内で約2,700人の方が登録されております。このほか、市内には民間事業者、岐阜バスさんですか、こちらのバス路線も7路線ございまして、これらが補完し合う形で市民の方の移動手段を確保しておるといふふうに考えております。

これら公共交通に対する御意見、御要望につきましては、毎年1回、市の地域公共交通活性化協議会におきまして御協議いただいて、改善を図ってきているところでございます。

市営バス利用者のアンケート調査結果、また樽見鉄道のマイレール促進協議会と、こういったところで皆様方の御意見をいただいてそれぞれ判断いたしますと、市民の方には、おおむねでございますが、満足していただいているものというふうに考えております。

なお、今年度、市民の方を対象とした市営バスに対するアンケート調査もまた新たに予定をしております。その結果も踏まえながら、より一層皆様に御満足いただけるよう努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

今、部長の答弁を聞きますと、市営バスには6路線で、多くの方が利用されているということでございます。また、樽見鉄道もシルバー180にいろんな登録をしている利用者が見えると思っておりますが、またアンケートをとられたんですが、それは利用している方にアンケートをとられたのか。また、今後こういうふうにしていただいたらバスを利用していきたい、樽見鉄道で行きたいという方も見えると思うんですね。やっぱり先ほど言われたみたいに、広く多くの方にPRも兼ねてバスを利用してくださいというような話を持っていくといいかなと思います。

今の市営バス、やはりどうしても利用しにくいというところがありまして、というのは、ぼつぼ

つと停留所はあるんですが、そこまでどうしても行かなきゃいけないと。多少車に乗れる人だったら、そこへ行って待つよりも、無理してでも車で行ったほうがいいと。今のところ車で考えているんだけど、今後どうしようかなというような非常に迷ってみえる方がたくさん見えると思うんですね。現在の本巢市の公共交通は合併以来いろいろと試行錯誤されて、岐阜バスと連携しながらニーズに合った路線とか考えてみえると思います。確かに私も努力されているのはよくわかっているんですが、さらに超高齢社会になりますと、やはりそういうのに頼るしかないんですから、ぜひともこれから市民ニーズに合った公共交通に改良して行ってほしいなと、こんなことを思って質問をさせていただきます。要望です。よろしくお願ひしたいと思います。

2番目の質問としまして、高齢者が活動できる場は十分か。また、今の市の現況を健康福祉部長にお尋ねしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

超高齢社会は65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会で、25年4月現在、本巢市の65歳以上の高齢者の占める割合は24.1%で、議員御指摘のとおり本巢市は超高齢社会に入っております。

そんな中、高齢者が住みなれた地域でいつまでも元気で暮らしていくためには、各種事業が必要とされています。議員御質問の高齢者の活動できる場については、老人クラブ事業、またシルバー人材センター事業、社会福祉協議会事業、各自治会事業、まちづくりパートナー事業など各種事業があり、市の老人クラブの事業といたしましては、会員4,139名が生きがいと健康を図るため、生きがい作品展、ねんりん芸能大会などの文化活動、社会奉仕の日を設け、清掃活動などを実施しております。

また、自主・自立、協働・共助に基づき、多様なニーズに応じた就業機会を提供し、高齢者自身の生きがいや生活の充実を図るシルバー人材センターに354名が登録され、知識と経験を生かして就業活動をされ、就業に必要な技量取得のための講習会にも参加をされております。

社会福祉協議会におきましては、ふれあいいきいきサロンのボランティアを対象としたレクリエーション講座を開催し、65歳以上の独居高齢者の交流会にボランティアとして高齢者の方が参加をされております。

さらにまちづくりパートナー事業としましては、小・中学校での地域教師や学習指導を側面から支援する学習支援サポーター、小学校高学年を対象とし、放課後の遊びや学習をサポートする放課後こどもクラブサポーター、そして郷土の歴史や文化財等の説明や親子歴史体験教室をサポートする語りべボランティア、そのほか古文書の解読や文化財環境整備等々、さまざまな活動に参加していただいております。このような場に高齢者の方が社会の一員として社会活動に参加され、住みなれた

地域で元気に暮らしていただけることが必要であると考えております。

平成24年度から平成26年度までの本巣市老人福祉計画では、「ともに支え合う、安心とほほえみに満ちたまちづくり」を基本理念とし、自立支援の推進、生きがいづくりの推進、人に優しいまちづくりの推進の3つを基本方針に掲げ、それぞれの施策の方向性を示し取り組んでいるところであります。

また、25年度から29年度までの本巣市地域福祉計画においても、地域を支える人づくり、地域を見守る仕組みづくり、地域で安心して暮らすための情報と交流の場づくりを基本目標として、高齢者を初めとする支援と体制づくりを推進しているところであります。

これからの超高齢社会においては、高齢者が高齢者を見守ることが重要視されてくると考えますので、活動できる場の情報提供や高齢者団体等が活動しやすい支援が必要であると考えております。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

ありがとうございました。

再質問をさせていただきますが、今の答弁の中でいろんな事業が盛りだくさん含まれていまして、今の高齢者の方も元気に楽しみながら、またシルバーでは働ける方が少しでも働いていただくという事で事業を展開されていて本当にありがたいなと、こんなことを思います。

今の答弁の中で、最後にちょっと言われました高齢者の知識、経験を生かして、高齢者が高齢者を見守ることも大変重要ということで、元気な人がちょっと世話をせないかん人をお互い見ながら助け合っていくことも大切だと思います。

そして、今の中にちょっとなかったなと思ったんですが、高齢者といえどもまだまだ自分の体力を維持したいという方が見えると思うんですね。ウォーキングしたり、聞くところによると何かダンスをしに来たり、さらに生涯学習の筋トレですか、あれ行ってみるかどうかわかりませんが、いろんな体力づくりをしてみえる、関心がある方が多いんですね。そうした面で、体力づくりにいろんな高齢者のサークルがあると思うんですが、それをもっとPRしていただいて、家に閉じこもらないで、そういった人を少しでも外に引きずり出す、こんな機会があるよというのがあれば、いきなりで申しわけないですけど、そういうのもあれば教えていただきたいと、そんなことを思います。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を健康福祉部長 林君。

健康福祉部長（林 正男君）

先ほど御回答させていただいた事業、ほんの一例の事業ということでございますが、市では他の分野でも各種教室、そしてサークル等ですね。その中には、今言われましたような趣味であったり、

教養であったり、いろんな体力をつくるスポーツであったり、そしてまたボランティアなどといった高齢者の方々が参加していただけるものがまだまだたくさんあるわけでございます。今後さらに、より多くの方が参加をしていただきますようにPRを兼ねまして情報の発信をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

よろしく申し上げます。

高齢者向けのレクリエーションは脳と体を元気にするというをよく聞くわけです。高齢者を家から出すには年をとってからはだめですので、元気なうちに外へ連れ出さないと、そのまま家に閉じこもってしまうということになりますので、元気なうちに出すような施策でお願いしたいと思います。これは、私が15年、20年たったその後に元気でいたいという希望を兼ねて部長に質問をしたわけです。よろしく申し上げます。

次、最後の質問に移ります。

災害に負けない庁舎をという質問でございます。

防災・減災は日ごろの訓練が肝要であります。想定外でしたとは過去の言葉になりまして、過去の災害からの教訓として、市役所機能の復旧のおくれがそのまちの復旧に大きく影響してくることを知りました。

そこで、震災、洪水、また停電とか、その他災害関連に対応できる機能を持った庁舎になっているかということをお尋ねしたいと思います。例えば震災で庁舎外へ避難をしなきゃいけないときは庁舎の中に入れられないわけですから、災害対策本部を庁舎に持つといっても機能しないわけですから、またゲリラ豪雨で1階が水没しちゃったと、こんなことだったら庁舎の機能が機能しないんですから、電力不足でパソコンが使えないとき、機能喪失した場合も、こんなことも全て想定されているかということをお尋ねしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、災害に負けない庁舎ということですが、お答えさせていただきます。

庁舎でございますが、これは災害発生時には災害対策の指揮、それから情報伝達、救護活動、こういったことの災害応急対策活動の拠点となる災害対策本部を設置する重要な施設ということになってまいります。

こうしたことから本業市におきましては、これまでに各庁舎の耐震補強工事を実施してまいりました。そして、耐震性の確保を図るとともに、もう1つ、停電時におけます電力確保、このための

自家発電設備の整備、また通信途絶に備えまして通信手段の確保のための衛星電話設備を整えてきております。

今、議員からお話ございましたように、災害時におけます行政機能の早期復旧と、これは必須であるということから、災害時に必要な業務の継続、それから早期に業務を立ち上げられるよう、防災体制の整備に現在努めさせていただいているところでございます。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

部長は、この庁舎なら、まずは今のところ大丈夫だろうという認識でみえると思います。地理的な条件からいきましても、地震もそうですが、洪水も、この庁舎が大打撃を受けることはまずないだろうと誰もが思っているわけですが、やはり思いもよらなかったという災害が降りかかってくる可能性がありますので、ぜひ再度点検していただいて、いざというときにはこの庁舎の2階の会議室が災害対策本部になりまして、そこから指示・命令が即座に出て、さすが本巢市は災害に備えていたなど、こんなふうに言われるように、災害に遭っても被害が少数だったと、他の市町村に比べて少なかったということにぜひしていただきたいなど、こんなことを思います。

各自治会においては、今、自治会の防災組織を立ち上げて、いろんな備品をそれぞれに備えてみえますね。自治会長さんもよく会われると、自治会さん同士が次これはどうやった、こうやったと、そういうのがよく話題になっているのをよく耳にします。地域ではやはり努力してみえるなど。これは市の指導が行き届いているということでございます。予防力を向上させれば被害をすごく軽減させるということですので、今度市が対策本部を立ち上げて、復旧の時間を短縮するということは、回復力が早ければ早いほど被害は少ないという、こんなことも聞いておりますので、総合的な防災能力が各地域と本庁の対策本部が総合力で災害を未然に防ぐのがいいと思いますので、うちのほうは津波もないし、地震もそんな大きな被害はないし、山から少し離れているから大丈夫だというふうに思わないで、ぜひこの庁舎を堅固なものにさせていただけたらと、こんなことを思います。これは要望であります。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

それでは続きまして、13番 瀬川治男君の発言を許します。

13番（瀬川治男君）

それでは、2点について質問をさせていただきます。

まず1点目、1級河川犀川の土砂回収について。

本巢市下真桑地内を流れる1級河川の犀川は、先ほど話にもございましたけれども、瑞穂市宝江から下真桑8.7キロあるそうなんです、その最上流部のあたりでございます。昔はハリヨが生息し、ガマの噴く大変にきれいな川でありました。また、ふちには中学校の田んぼなんかがあって、

中学生として我々も田を植えたというような記憶もございます。大変自然豊かで、人々の心を和ませてくれる環境は素晴らしいものでありました。

その犀川が、現在は過去に田んぼであったと思われるところへ残土が積んであり、山になっております。また、一部住吉橋の上流にはU字溝とかヒューム管、そういった建設工事の残滓と思われるものが積んであります。これは河川法に違反しているんじゃないかということで、地域住民も非常に気にしておるわけでございます。

また、聞くところによりますと、埋められた中には何かわけのわからんものが入っておるんじゃないかというようなことも近隣の方々には言っておられるわけでございまして、この地域は真正地区の第1浄水場の500メートルぐらい上流ということでございまして、いろんなことが出てきて上水に影響が出ないかという心配もしておるところでございます。

そういったところで、先回質問させていただいておるんですが、地元の地権者に十分説明をし、理解をいただくよう説得に努めてもらえることに力を注ぎたいという御答弁もいただいております。

また、遊水地は県の管理でございますので、県で措置をしてもらうことになろうかと思えます。河川改修の折に行うという方法が一番ベターだと思っていると。何としても地権者の説得をし、河川改修のできる方向に持っていかなきゃいかんというようなことを前市長は答えられております。これは平成16年の議会質問で御答弁をいただいておりますが、そういった状況の中、今現在、市・県の動いておられるのはどのような方向なのか、お聞かせを願いたいと思えます。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

1級河川犀川における本巢市下真桑地内の住吉橋上流右岸側について、改めて現地を確認させていただきましたところ、議員御指摘のとおり、一見遊水地と見られる河川内に土砂が堆積して、背丈の高い草がたくさん生い茂っておりました。念のために周辺の土地状況を調査しましたところ、この遊水地的な場所は基本的には民地であることがわかりました。また、河川管理者である県に確認しましたところ、これらの民地に河川3号地、河川内の民地のことでございますが、が指定されていないこと、また遊水地として河川区域は指定されていないことを確認させていただきました。

この遊水地的な場所は、地形的な要因により周辺より土地が低いために、古くから遊水地的な機能を有した場所ではないかと推察されますが、通常の民地と同様の取り扱いであり、河川管理者である県は遊水地などの河川区域として認識していないため、県は法的に掘削する権限も義務も有しておらず、県に対して掘削を要望することは困難であると考えております。

ただし、現時点では河川と民地の官民境界が確認されていないため、これらの境界が確定された上で、河川区域内に土砂が堆積していると確認された場合は、県に対しての堆積土砂の除去を要望するとともに、犀川の河川改修についても引き続き要望してまいります。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

瀬川君。

13番（瀬川治男君）

遊水地というのは、水が遊ぶところやから当然遊水地というふうに我々は判断しておるんですけど、今おっしゃられた遊水地じゃないということで、まして民地だということになりますと、実際このあたりは水が遊ぶような低い土地だったということは事実なんですね。そういった残土が入れられたために、残土を入れられたというか、田んぼに入れた残土じゃなしに山になって、川がどこまでかわからん、民地がどこまでかわからんという状態の中で置かれておるもんだから、恐らく流れたりして川も狭くなっておると思うんです。すぐ下の住吉橋が、河床が下がって橋が下がるという現象が出て、今まで過去にはそれを補強されたというような経緯があるようでして、それを調べてみますと、毎年ですか、毎月ですか、産業建設部のほうでデータをつくってみるといことで、今のところはそれ以上は継ぎ足していないというようなことでございます。

5年ほど前ですけれども、これも岐阜土木の後藤という課長がお見えになったときに、この橋のたもとでいろんな話をしました。そのときも直接お願いするよという話はしておきましたけれども、そのときも河床が下がったということで工事されたということを知っております。

この件につきまして、この状態で置いておくと、要するにどんどん河床が洗われてくるという状態にもなると思うんですね。その点で、橋の管理は大丈夫でしょうか、部長。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

住吉橋につきましては、河床低下による橋梁の沈下対策として、平成17年度ごろに河床に石を敷き並べる護床工を実施されました。その後、定期的に年1回程度、橋梁の高さを3地点計測しております。いずれも高さに変化はありませんので、現在のところ、構造物として沈下による問題はないと考えております。

市といたしましても、毎年3地点計測しておりますので、今後も継続して注意をしていきたいというふうに考えております。

〔13番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

瀬川君。

13番（瀬川治男君）

この原因で、この前一般質問したときもそうなんです、9・12の災害で上流部の1級河川は、この少し500メートルぐらい上までが1級河川ですかね。神明橋までだと思いますが、その上に逆流した水が上がって、神明地区、大門地区で床下が水についたという実例があるわけなんです。そういったことで、ぜひとも、少なくとも上にかぶっておるようなものを、今の話ですと民地だとい

うことで、民地でもいろんな経緯がございますけれども、現在の所有者の前のお父さんが買われたという経緯で、相続で何人かになっていると思うんですよ。そういった非常に入り組んだような感じの物件なんですけど、先ほど部長がおっしゃられたように、河川と民地との境もはっきりしていないというようなことでございますので、その辺を含めて県とも協議されながら、ぜひとも進めていただきたいと。前へ進めていただきたいというふうに、前回の質問からの動きが、前市長の答えられたことがどうも目に見えておりませんので、ぜひともよろしく願いをしていきたいと思いません。

それと、市長にちょっとお尋ねしていきたいと思いますが、この際ですけど、今部長の説明ですと、我々といいますか、市といいますか、何か手の届かんところの話やなというふうに私も感じておりますけど、こういうものが山に積まれているという問題。埋められているものが産業廃棄物のような、今現在ですね。昔はよかったかもわからんと思いますけれども、そういう状態ですので、やはり県・市、地権者、地域住民一体になった解決策を考えていただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

今それぞれの犀川の土砂の掘削についての議論もお聞きいたしましたけれども、確かに16年のときには前市長がそういうお答えもさせていただいているというお話もお聞きしました。そして、部長のほうから今現在の状況、どういう対応ができるかという答弁をさせていただきましたけれども、地域住民が大変困っているということは事実でもございますので、先ほど部長がお答えを申しあげましたように、まず官民境界をしっかりとさせながら、そしてまたそれぞれの民地の中に今御指摘のようなものが本当にあるのかわかりませんし、ちょっとまだ確認をしていませんので、何か入っているらしいというような類いの話ですので、いずれにいたしましても地権者とよく協議をさせていただきながら、そしてまた住民の皆さん方にもお話を聞きながら、最善の方法を考えていかなきゃならないなということを私自身も思っております。

いずれにいたしましても、民地でもあるということで、地権者の協力いただきながら、そしてまた地元の皆さん方の協力をいただきながら、そして我々市としても、そしてまた県としても、県にも要望させていただきながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

なかなかお話を聞いている限りでは、そう簡単にこれだといった解決策はなかなか難しいような感じもいたしますけれども、住民の皆さん方が困っていることは事実でもございますので、私どもも市民の安全・安心を守るという立場からも、最善の努力をしていきたいなというふうに思っております。

〔13番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

瀬川君。

13番（瀬川治男君）

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

2点目に移ります。

南海トラフ巨大地震について。

国の中央防災会議の作業部会で、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループが、過日、地震・津波対策などについて最終報告を発表いたしました。

最悪のケースでは、死者が32万3,000人、倒壊焼失建物238万6,000棟、1,015平方キロメートルの浸水が起きるといふに言っております。被災地は、広範囲にわたりまして支援が行き届かないおそれもあるとして、各家庭では食料の備蓄、飲料水などは1週間程度は確保するのが必要ということっております。

また、地震の予測現状について報告書をまとめた名古屋大学の山岡教授は、観測や研究が進むにつれて、地震の発生は多様性があり、次に起こることを確実に予測することは難しいと言っております。地震の対策は予知や予測を前提とせず、いつ起きてもおかしくないように一定レベルの防災対策をするのが基本だと指摘しています。本市ではこのことにつきまして、どのようなお考えを持っておられるのか、お伺いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、南海トラフ巨大地震の最終報告について、市ではどのように受けてとめているかという御質問でございますが、この南海トラフ巨大地震につきましては、昨年度、本巢市地域防災計画の改定を行いまして、これに伴いまして新たに被害想定をこの計画の中に追加したところでございます。また、さきに公表されました今回の内閣府の作業部会の最終報告のポイントとして挙げられておりますのは、避難所においては弱者を優先し、被災が比較的軽い方には帰宅を促す、とりあえずですね。これを検討することや、事前の防災対策を強化し、家庭備蓄を1週間以上に拡大すると。それから、広域災害への連携が機能的に行われる枠組みを検討すると、こういったことが上げられております。

避難所からの帰宅を促すためのトリアージですとか、各御家庭での1週間分以上の備蓄と、こういったことにつきましては、今後の検討課題というふうに現在考えております。

また、広域災害での連携につきましては、この地域防災計画の災害応急対策、こちらで応援協定を締結している機関等との協力体制を整備するというふうに規定しておりまして、今後、関係機関と連携を一層密にしていこう進めてまいりたいというふうに考えております。

〔13番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

瀬川君。

13番（瀬川治男君）

地域の防災計画の中で、総合応援協定を締結しているのは県外では越前市のみと。この地区のいろんな協力業者はたくさん上がっておりますけれども、こういった広域的な災害が起きたときに、この地域の皆さん方に頼るのは当然のことですけど、やはり遠いところとの提携もしながら行っていくのはどうかというふうに私は思っております。いろんなことで縁のある地域と締結箇所をふやして、観光、産業、文化などの交流を深めるとともに、万が一のときに備えてはどうかと私は思いますが、部長、いかがでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

広域的な被害を想定した相互応援協定の締結ということでございますが、こうした広域的な被害を想定した遠隔地、遠いところの自治体と相互応援協定を締結するということは、南海トラフ巨大地震、こういった対策の最終報告にもありましたように、必要であるというふうに考えております。

この災害相互応援協定につきましては、今議員おっしゃいましたように、災害時のみならず、平常時から防災に関する情報共有、それから防災意識の向上、こういったことにもつながりますし、また観光、産業、文化など各分野においても交流を深められるというふうに考えております。

ことし4月に行われました第21回全国さくらサミットでございますが、このサミットにおきましては、加盟自治体間で締結に向けた共同宣言を行ってきたところでございます。現在、この協定締結に向けて検討が進められているというところでございます。

また、このほかに本年2月に淡墨桜の苗木を提供した愛知県の東海市でございますが、こういったところを初めといたしまして、これまでに本巢市から淡墨桜の苗木を提供したことで、淡墨桜を通じて縁のある市町にも災害時相互応援協定の締結を呼びかけてまいりたいというふうに考えております。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

瀬川君。

13番（瀬川治男君）

さくらサミットというのは、どれくらいの規模のあれなんですか。

それと、その後でよろしいが、実は私も関東の方とお会いしたときに、どこから来られましたという話でしたので、本巢市ですと言ってもこれはわからんのかなと思ったもんですから、岐阜と言うと高山かと言われるといかんし、淡墨桜のある本巢市でと言ったら、たまたまその方がうちの町にも淡墨桜があると。結構大きくなって、非常に立派で皆が楽しんでおるといってお話もございました。多分これは根尾村時代の交流で使われたのかなと思いますけど、そういったのがかなりあると思う

んです。そういったものを含めて、点々と地域をうまくつかんで、そういったところと提携してもらおうとありがたいのかなと思っておるんですけども、サミットはどのぐらいあるんですか。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を総務部長 川村君。

総務部長（川村登志幸君）

これは、北は北海道から南は宮崎県までございますが、24の自治体でサミットを開催しております。

〔13番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

瀬川君。

13番（瀬川治男君）

BCPについてお尋ねをしていきたいと思えます。

これも昨年3月ですが、質問させていただいておりますし、先ほど若原議員の質問もまさにBCPに関連したあれかなと思ひまして、市民誰もが議員含めて心配しておるところでございます。

前回の答弁は、平成24年度の本巢市の地域防災計画の見直しの際には、しっかりと業務継続計画につきましても地域防災計画の中に位置づけてまいりたいと。また、それを受けて、市の業務について市民生活に欠くことのできない優先業務の洗い出しを行って、職員の配置や業務に必要なシステムの電源の確保など、人的、物的な面にわたる非常時の市の体制につきましても取りまとめてまいりたいとありますが、私もちょっと防災計画、余り分厚いもんで、重点的なところをちょっと見ましたけれども、何かちょっと物足らんのかなというふうに思っておりますが、川村部長はこの件についてどう思っておられますか、お尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

BCP、いわゆる事業継続計画についてどのように考えておるかという御質問でございますが、これは一昨年3月に発生しました東日本大震災におきまして、首長や職員の被災、それから庁舎機能の喪失、こういったことで被害状況の把握ですとか報告、それから発信、こういったことが行えない状況となり、行政の業務継続に大きな支障を来したということが課題の一つというふうに上げられております。

こうした事態を受けまして、行政のみならず、企業におきましても事業継続計画の必要性が叫ばれてきておりまして、本巢市といたしましても大規模災害時に必要な業務の継続、あるいは業務基盤を早期に立ち上げるための事業継続計画、こういったものが必要であると考えております。

今、議員からございました本年の地域防災計画の中で、この中にはちょっと触れてございます。災害時に必要な業務を継続、または早期に立ち上げられるように事業継続計画の策定に取り組むと

いうふうには掲げさせていただいておりますが、本年度、原子力災害対策に関しましてもこの防災計画の見直しを予定しておりますので、この見直しに合わせましてもう少し具体的にこの事業計画に関しまして非常時に優先すべき業務の洗い出しとか、庁舎機能の停止の際の代替施設の確保、それからこういったことを含めまして災害時における業務の早期継続について、改めて位置づけていきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

〔13番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

瀬川君。

13番（瀬川治男君）

ありがとうございます。

なかなか防災とか、いろんなことは言いますが、起きた後が一番大事なことで私も思っておりますので、その辺は市民のために頑張ってくださいいい計画をつくっていただきたいとお願いをして終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時半からにします。

午前10時09分 休憩

午前10時31分 再開

議長（後藤壽太郎君）

再開をいたします。

続きまして、16番 大西徳三郎君の発言を許します。

16番（大西徳三郎君）

2点通告してありますので、順次質問をしたいと思います。

前回と一緒に、13人のうち、手書きで通告書を出しておるのは私だけということで、前回は時代おくれと言いましたが、二番煎じはだめですので、昔の名前というようなことで時代がおくれおるかなと思ったりしております。

最初の質問として、人口減少に対するまちづくりということで、何のこっちゃというような題目かもわかりません。

新聞に2040年の人口推計が出て、我が本巣市が2040年は人口が3万人そこそこであるということで、私なりにショックを受けました。そのようなことから、ずっといろんな資料等調べまして、これからのまちづくりということで市長にどのような考えがあるかということをお願いさせていただきます。

国立社会保障・人口問題研究所が2040年の本巣市の将来推計人口は2010年より減少し、3万598人、12.7%減と公表をいたしました。また、隣の瑞穂市は1.9%増、北方町は0.7%増、美濃加茂市3.9%増とあります。

人口が減るということは、それぞれいろんなことで聞き及んでおりまして、これずっと見ておきますと、日本国は2010年には約1億2,800万人ということで、これが2040年になると1億700万人、つまり2,100万人減るということですね。国全体が減るということですね。

岐阜県はどうであるかという、2010年がざっと208万人ですけど、2040年に165万9,000人ということで、岐阜県は42万人減るということです。だから、国も減り、県も減れば当然それぞれ市町村も人口が減っていくということは当たり前かなというふうに考えるのは普通であります。しかし、先ほど言いましたように、隣の町の瑞穂、北方が人口がふえるということで、これはなぜかということを考えなきゃならないかなと思います。今言いました瑞穂、北方にしても、瑞穂市は2025年が一番ピークを迎えてざっと5万4,000人、これが2040年になるとまた減っていくことも事実であります。北方町も2025年に1万9,050人から2040年は1万8,517と、2025年をピークに減少はしていくわけです。しかし、2040年というおると今から二十七、八年先だから、もう我々も当然いない人ばかりかなと思ったりするわけですけど、しかし我々の責任としてとにかく将来の子ども、孫にいいまちを残していかなければならない、執行部も我々議員もそういう責務があるのかなと思っております。

そのような人口が減るということから、また一方の話としては、これは皆さん御承知のとおりであります。2012年、東洋経済新報社が発表した第19回全都市住みよさランキングで、全国788都市のうち本巣市が総合評価で4位に選ばれています。内容的に見ますと、大型商業施設があり、持ち家率が高いことなどから、利便度が5位、また住居水準充実度が56位と高評価を得ています。しかし、反面、インフラや公園整備の充実を示す快適度は459位と中位でありました。このようなことから、住みよさ4位で推計人口減少する本巣市、また、美濃加茂市のことを触れておりませんが、美濃加茂市は住みよさ20位で、その中で公園設備が充実しているというようなこと、快適度が4位ということで人口が増加します、美濃加茂市。

そのような中において、市長のいつも言われるモットーとして、もっと元気で笑顔あふれる本巣市をつくりますとあります。10年先、20年先の本巣市をどのように考え、まちづくりを推進していくのかを市長の見解をお伺いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問に対しての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、人口減少に対するまちづくりにつきまして、大西議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

御質問ございましたように、2040年には北方町、瑞穂、それから美濃加茂市というのは、微増ではございますけれども人口は伸びていくという、そういった推計値が出されております。議員御指摘のように、本巣市におきましては2010年と2040年の人口推計値を比較いたしますと、人口で4,449人の減、率では12.7%の減、3万5,000人のまちが3万人ちょっとのまちになるというふうに

推計をされております。

この要因といたしましては、本巢市におきましては旧真正地域、また旧糸貫地域では現在も人口のほう年々ふえてきておりまして、多分2010年と比較して2040年になったとしても、そんなに人口減というのは出てこないだろうと思っておりますけれども、ただ北部地域では現在も進行中でございます。過疎化と少子化ということで、どんどん人口が今減少いたしております、今本巢市の全体の中でも南部地域で人口がふえて、北部地域で減少している、そして差し引きで若干の人口増というような状況が続いているわけですが、こういった傾向が2040年の推計値に当たってもずっと続くということ想定してはじいた結果だというふうに思っております。そういったことで、人口が南部地域ではそんなに人口減少にならないだろうと思っておりますけれども、北部地域の人口減少が大きな結果でこういう人口減になるというふうに推計されているというふうに思っております。

いずれにいたしましても、人口が減っていくというのは、地域の活力という面からも大変な問題でもございます。ぜひ推計値にならないように、人口減少対策というのをやっていかなきゃならないということで、これは本巢市にとっても大きな課題であるというふうに認識をいたしております。

また、先ほど議員御指摘いただきましたように、本巢市は全国都市住みよさランキングの総合評価では4位というふうに位置をされておりますけれども、御指摘いただいておりますように快適度という面では459位というようなことで、真ん中よりも下のほうにあるという順位になっております。

こうしたことから、今後10年先、20年先を見据えたまちづくりという考えに当たっては、先ほどの推計値のような人口減少にならないように、若い人が外から移り住みたい、そしてずっと住みたいと、そうやって感じていただける環境づくりが今後必要であろうというふうに考えております。そのためには、先ほどから御指摘いただいておりますような快適度指数が中位の原因でございます。基盤整備、特に道路の整備ですとか、生活に密着いたしました道路網のそういった整備というのをやっていかなきゃなりませんし、また公園整備、公共交通体系の整備というようなことも必要であろうというふうに考えております。

また、こうしたハード面だけではなくて、あわせて働く場の提供ですとか、子育て支援の充実と、また教育関係の充実というような形で、住みやすい、育てやすい環境づくりもあわせて進めていくことが大事だろうと思っております。こうしたハード、ソフト両面から政策を進めることによりまして、先ほどのありますような人口減を大きな人口減にならないように、そして定着人口の増加ということに一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思っております。

〔16番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

大西君。

16番（大西徳三郎君）

ありがとうございました。

隣のまちの瑞穂市、隣だから見れば、これから瑞穂市は下水道事業を、旧巢南のほうは半分でき

ておりますけど、全市にわたって下水事業をやらなきゃならん。物すごい莫大なお金を要するわけです。今は合併浄化槽で生活してみえるわけですけど、そのような下水道を整備しなきゃならん、そういう我々から言えばリスクとまで言いませんけど、そういう事業をやらなきゃならないまちでもあるにもかかわらず、人口がふえるということを我々ずっと考えると、どうしても最後に行き着くところはJRの穂積駅かなと。穂積駅でJRに乗って、名古屋方面へ行く人が多いのではないかと。そのために穂積駅周辺で家を建てられる、買われる、そういうことが一番の原因かなと推察ができます。

きのう安藤議員の質問みたいに、あのようになんか創造性を持ってまちづくりをやっていくということがこれからは大事かなと。それがすぐ直結するかわかりませんし、隣のまちのことですから我々がどうのこうの、なかなか難しいわけですけど、そのような思い切った発想を持ってこれからまちづくりを進めていかないと、本業市は何とか南のほうで人口を保てるだろうということを言っておいても、なかなか難しいことが、新しい住民が来るかどうかということもなかなかわからないと思います。北方町がすぐ隣の町であっても、それだけ人口が保てるということは穂積駅の関係か、また利便性が高いということもありますけど、そういうことですぐ隣のまちが人口がふえているから人口が維持できていくということは、我々も今市長の答弁でいろいろお聞きしましたが、そのようなことも含めて、思い切った発想を持ってこれからまちづくりをしていただきたいなと、そのように思うわけであります。

すぐ答えが出るという話でもありませんけど、いろんな英知を絞って本業市に人が住めるように、また住んでいただけるようなまちづくりをこれからもお願いしたい、そのようなことを市長の将来に向かっての行政手腕を期待したいと思います。

続きまして、2つ目の質問に行きます。

屋井工業団地とアクセス道路についてということであります。

屋井の工業団地につきましては、市長の当初の行政報告のところで大分説明をしていただきましたし、今の現状を市長の行政報告で我々もお聞きしました。私も理事をやっている立場で知っていることをどうのこうのと言われるかもわかりませんが、しかしこういう一般質問を通して皆さんにももう少しわかってもらったほうがいいのかなと思って、あえてこのようなことを質問するわけであります。

今、土地開発公社は屋井工業団地とモレラの北の土地2つを抱えておるわけですけど、市の債務保証等対象土地の簿価は約28億強であり、保有期間が5年以上たっております。公社経営健全化団体としての指定を受けるものに対しては地方財政措置が講じられますが、どのような対応をされていくのかをお聞きしたいと思います。

先ほど言いましたように、モレラ北については、今年度、整備基本構想策定事業ということで予算400万を見て、それに市も適切にこれからやろうとされておるわけですけど、どうしても屋井の工業団地のところにはこれが問題になってくるかなと。またそんなことを思います。この工業団地は長年の努力のいかなく、完売されておりません。地形に問題があるのか、または利便性がよくな

いのか、価格が高いのか等々、原因はどこにあると考えてみえるのか、見解をお尋ねいたしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を副市長に求めます。

副市長 青木一也君。

副市長（青木一也君）

それでは、土地開発公社の経営健全化に向けた対応と、屋井工業団地の完売できない原因についての御質問に対してお答えさせていただきます。

現在、土地開発公社の保有する用地につきましては、平成17年度に公共用地として先行取得をいたしましたモレラ岐阜北の用地6万433.62平方メートルと、それから平成18年度に土地を取得いたしまして造成を行いました屋井工業団地9万7,759.77平米がございます。屋井工業団地の用地につきましては、平成21年度から6区画分譲を開始いたしまして、平成22年度に1軒、そして平成23年度にも1軒を分譲いたしまして、残り4区画を現在引き続き分譲中でございます。また、モレラ岐阜北の公共用地につきましては、当初整備を想定しておりました公共施設につきましては、給食センターの整備以外は他の場所への整備でございますとか、事業計画を変更したことなどによりまして、現在土地の利用は未定という状況でございます。

こうした中で、土地開発公社が借入金によって取得いたしました土地の簿価総額、先ほど議員からも御紹介ございましたけれども、約28億4,700万円ほどでございますが、これが市の標準財政規模に占める割合を算出いたしますと、国が示しております経営改善を図るべきという数字で0.2という数字を示しておりますが、これを超えまして0.26という状況となっております。

このため本市といたしましては、将来、市の財政に過度の負担を及ぼさないようにするため、総務省が平成25年2月に定めました土地開発公社経営健全化対策措置要領に基づきまして、今年度から5年間を期間といたします土地開発公社の経営健全化に向けた計画を策定の上、県へ提出を行い、県知事より公社経営健全化団体の指定を受けまして、今後必要に応じて財政支援措置を受けられるようにしてまいりたいと考えております。

次に、屋井工業団地の分譲地が完売できていない原因ということでございますが、主な要因といたしましては、1つは平成20年に起こりましたリーマンショック以降、国内の景気が低迷をいたしますとともに、また円高等によりまして企業の設備投資が抑えられたことが上げられるかと思えます。もう1点は、将来的にはこの工業団地は東海環状自動車道のインターチェンジと近接をいたしまして、高速交通へのアクセスにすぐれた位置となりますものの、まだ若干その実現には時間を要しまして、企業の方にそのメリットを肌で感じていただくということが難しいということが上げられるかと思えます。

しかしながら、昨今の円安傾向あるいは株価の上昇等によりまして、幸い景気も回復傾向にございますことから、新たに企業より進出希望も出されておまして、現在進出に向けました調整を行っているところでもございます。また、東海環状自動車道も本市におきまして、今年度から用地買

収に入るなど、今後目に見える形で整備が進んでまいりますので、こうした状況の積極的なPR等を行い、企業誘致につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔16番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

大西君。

16番（大西徳三郎君）

ありがとうございました。

朝、いつも堤防道路を通って役所へ来ますので、きょうも通ってきまして、秋田屋さんが今工事を現実にやろうとされております。速やかに工事が完成して、あそこで操業されることを望んでおります。市長の行政報告の中に名前はまだ発表されておられませんけど、県内の有力な企業が一番北の広いところをとということで話があるということで、それも早く発表できるといいかなと思っているわけですけど、しかし今のハビックスを含めて全てが県内の優良企業の皆さんが入って見えるわけですけど、県外のほうからは問い合わせがあるかどうかわかりませんが、なかなかまとまらないのが現状かなと、これも現実かと思えます。

それで、今、副市長のほうから東海環状の話が出ましたけど、東海環状系貫インターのことまでいくと、大分まだ時間がかかるかなと。後でちょっと話をしますけど、大野神戸インターになるとあと3年ではできるかなと。系貫インターだと両方から来ますので、岐阜インターと系貫インターの間が一番最後かなということで、もっと遅くなる、我々議員であるかどうかわからないようなときに完成するかなというふうな感じですけど、そういうようなことから、どうしても地域的にも大野神戸インターを利用したそういうアクセスをつくらなきゃならんという感じになってくるわけです。副市長にお答えいただきまして、健全化対策についても了解しますし、原因ということは大体同じようなことを考えておるわけですけど、より一層今後とも副市長におかれましては県のパイプももちろんあるわけで、県のいろんなところと協力していただきまして、一つでも契約できますように、一層の努力をまたよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

続きまして2番目でありますけど、屋井の工業団地のアクセス道路のことです。

このことにつきましては、今まで2回、3回ほどと一般質問を通じて自分なりの持論を言っておりました。そこで、ずっと精査をしまして、自分の結論ということはおかしいですけど、自分なりの考えに達したことがありましたので質問するわけですけど、根尾川左岸堤防が周道路でありますけど、どうしても岐阜関ヶ原線との平面交差ができないということでちょっとまずいなど。また、国道303号からは入ってくることはできますけど、出るときに直接出ることではできなくて、堤防道路へ出て迂回をしなければ303へ出ることができないということであります。それが利便性が悪いのかなと思ったりするわけで、他方、先ほどちょっと言いましたけど、大野神戸インターが3年以内にはできると思いますので、それをずっと考えてみますと、隣の大野町へちょっと勉強に行きまして、揖斐都計で大野町は岐阜関ヶ原線から大野神戸インターへ入るわけですけど、その入るところの西の交差点、両方にスタンドがあるところでよく皆さん御存じかもわかりませんが、あそこが

南北の道路で、大野町役場の西の道路、それがずうっと南へ行っておるわけですけど、それが今までは大野町の町道であったのを揖斐都計で大野町の町道と岐阜県の県道とつけかえたということで、あそこが県道になりました。もちろんつけかえたから大野町の町道になっておるわけですけど、あれを調べますと、今も2車線あるわけですけど、大野町としては県に対して高規格の2車線道路、つまり両側歩道をつけた2車線のそういう高規格の道路にしてほしいということで、今県道になって、これから県が改修というか改良していくということになっておりますけど、しかしこれも時間がかかるわけですけど、いずれにしてもその道路はそれを大野神戸インターからおりて、先ほど言いました両方にスタンドがあるあその信号、あそこを北上してもらおうと新大橋へ出て、海老地域のところで堤防へ出られます。また、もう1つ上ると藪川橋まで来ると303号へ出てくるということで、屋井の工業団地の北側に出るということで、その道路も非常に我々にとっては貴重な道路かと思えます。しかし、隣の町の道路を当てにして我々はまちづくりをするわけにいきませんので、我々としてはとにかく今の本巣市の中の道路を整備し、屋井の工業団地のアクセス道路ということでもっと利便性を高くしなければならぬかなと、そのように考えております。

ちょっと資料をつけました。カラーコピーしたわけですけど、ちょっと薄くて何が書いてあるのかなというようなこともわかりませんが、ちょっと参照していただきたいなと思えます。

これ右側に黄色い1本線入っていますけど、これが西部連絡道路。この西部連絡道路というのは本巣市全体にしてみれば西部連絡道路でありますけど、我々旧真正地域にとっては西部でも何でもなく、我々の旧真正の中心は真正分庁舎であり、中学校の辺が中心でありますので、全く東にある道が西部連絡道路であります。我々としては、西に幹線道路をつくってほしいことをずうっと旧真正町時代にもあったわけですけど、そのときの話は東海環状自動車道の下に側道を全部つけさせよということで、そうすれば西に幹線ができるし、糸貫のほうへ向かってまた糸貫インターへ行けるということで、側道を全てつけさせたらどうやということはずうっと旧真正町の時代には言っておったわけですけど、現実、今東海環状のいろんな説明会等の図面を見ても、側道を完全につけることは到底ありませんので、何とか我々としては努力しなきゃならぬのではないかと。

そのようなことから、左側を見てもらって、一番左ですけど、これは瑞穂から上ってくる道路であります。十六銀行真正支店の東側の道、カーマがあってゲンキーがあって、その東をずっと上って、途中で本巣消防の消防署がありますけど、消防署の東に行く道であります。それが今ここに書いてあります市道真正2010号線、2002号線を北上ということで、同団地へ直結ということを私なりに思っておるわけです。で、高専道路から北は農道で今ありますけど、整備がしておられませんので、整備すれば広くなるということで、途中までで東西道にぶち当たって真っすぐは行けません。

それで、ブルーになっているところが全くないわけで、これが私なりに思っておる新設するというので、ブルーを新設し、ピンクのところを、これも糸貫のほうですけど、そこを改良すれば屋井の工業団地へ直結するのではないかと。また、その北から来る303号から下へ下がっている田之上屋井線でありますけど、政田が伏せてあって途中まで広がっております。あと150メートルか200メートルぐらい改良して、これはもちろん県道でありますので、広くすればこの303号とも直結でき

ると、そんな考えでもあります。

先ほど朝一の若原議員の中で、田之上屋井線についての質問がありましたけど、この田之上屋井線はとにかくこの小弾正、また下屋井のところにおいてもどうしようもなく両方に家が張りついて、拡幅とかそんなことは当然できないわけでありまして。そんなようなことから、この田之上屋井線のバイパス的な道路にもなりますし、先ほど言いました消防車、また救急車が現場に早く着けるような、そういうことも可能かなと思っております。そんなようなことから工業団地のアクセス道路ということで、これが主として考えておるわけですけど、地域の者にとっては別に屋井の工業団地ではなく、地域の幹線道路になるということで、それに私なりに私案として今回出させていただいております。そのようなことから、部長の見解をお尋ねいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは、議員御質問の屋井工業団地へのアクセス道路についてお答えをさせていただきます。

議員御提案の市道真正2010号線、2002号線を北進し、屋井工業団地へ直結するというございですが、市道2010号及び2002号を北上しますと、市道糸貫2074号線へ接続いたします。市道2010号線につきましては、現在2車線の幅員がございですが、2002号線及び糸貫2074号線につきましては、1車線と幅員が狭いため、改良工事が伴いますし、市道糸貫2074号線から屋井工業団地に向けては用地買収を伴う道路新設工事等が必要となってまいりますので、地権者の方々の御意向や県道田之上屋井線の取り付け工事、さらには国道303号線へのアクセスも含め総合的に、また前向きに検討させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔16番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

大西君。

16番（大西徳三郎君）

総合的に前向きに検討ということで、それだけついておるでやっていただけるのかなと思うわけです。この地域の地権者ではなくて、自治会長さんにお話を聞くと、いい案をつくっていただいたということで、ぜひともお願いしたいということが私のほうに入ってきております。といっても、私がいろいろ述べても、やっぱり糸貫地域でありますし、地権者の顔もわからないということで、なかなか難しいわけですけど、少なくともこの地域の自治会長さんの皆さんには物すごい前向きになっておられることも事実でありますので、ぜひとも前向きな検討でよろしく願いしたいと思います。

次に行きます。3番目です。

大野神戸インター完成まで数年の状況にあり、主要地方道岐阜関ヶ原線は西濃地域と岐阜市を結ぶ大動脈となると思います。当然本巣市にとっても重要な幹線道路であり、特に真正地域にとって

は完全4車線化は長年の悲願でもあります。今後の見通しと進捗状況を市長にお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、主要地方道岐阜関ヶ原線の完全4車線化の今後の見通しと進捗状況につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

主要地方道岐阜関ヶ原線は、本巣市南部地域と岐阜、西濃を結ぶ主要幹線道路でございまして、本巣市にとりましても産業、経済の基盤となる重要な路線であるというふうに認識をいたしております。また、東海環状自動車道の（仮称）大野神戸インターチェンジへのアクセス道路としても重要でございまして、4車線化というのが大変急務になっているというふうに思っております。

当該路線の4車線化事業は平成8年度より着手されまして、本巣市内約4.6キロメートルの区間のうち、軽海地内から根尾川大橋までの約2.4キロメートルの区間が第1期工事ということで、昨年8月に完成をいたしております。こうした完成に当たりましては、議員初め地権者の皆さん、また沿線地区住民の皆さん方の御理解、御協力をいただいたたまものであるということで、私のほうからもこの場をおかりしまして御礼を申し上げたいと思います。

また、第2期の工区でもございます宗慶地区から軽海地区までの約2.2キロメートルの区間につきましては、平成23年度から事業が進められておりますが、平成24年度末時点におきましては用地買収が面積で約93%完了いたしております。本年度も継続して用地買収を進めるとともに、用地買収が完了した部分の工事も順次進めていくというようなことをお聞きしてございまして、東海環状自動車道の全線開通までの完成を目標に整備が進められるというふうに聞いております。

市といたしましては、一日でも早く本巣市内の全区間の4車線化が完成しますよう県に対しまして引き続き早期整備を要望してまいりたいと考えております。

〔16番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

大西君。

16番（大西徳三郎君）

ありがとうございました。

今の答弁やったら部長にお答えしてもよかったわけですけど、あえてここを市長にということにしてあるのは、もっと期待度があるわけです。この問題は前も話をしておりましたし、去年のちょうど6月議会でも樽見線の平面交差ということで質問をした覚えがあります。それから1年たって、市長も努力されて、いろいろもっと進んでおるやに聞いておるわけです。しかし、今の段階でそこまでの答弁しかできないということもわかりませんが、我々としてはとにかく大野神戸インターまで完成間近であるし、岐阜関ヶ原線まで何としても完全4車線を早くなし遂げてほしい、早くやってほしい。県も今まではのろのろということでありましたけど、去年になってから、自民党政

権になってから予算も回ってくるということになって、割と予算がつくこともありますし、そういうことで市長の政治力を使っていただきまして、先ほど言いました樽見線とのあそこの部分の4車線ということで、市長にはもう一步踏み込んだお答えがしていただきたいと思うわけですが、市長、お願いします。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

岐阜関ヶ原線の4車線化の事業の進捗状況の話ですけれども、今残っているところが軽海から宗慶までの部分が残っておるわけですけれども、その中で一番のネックになっておりましたのが樽見鉄道との交差部分というのが4車線化の中で大きなネックになっております。従前は樽見鉄道をアンダー、もしくは立体、上で行くかというようなことで、用地買収のほうも県のほうでは既に昔の状況では下でやるということで、用地買収のほうも進められてきておまして、用地も当時そういった関係で、現地を見られた方はよく御存じだと思いますけれども、それなりの用地は確保しておるということでもございます。

ただ、水害等々のいろんな問題があちこちで起こりまして、やはり下では難しいよというようなそういう時代になってまいりまして、基本的には平面もしくは上をオーバーで行く、交差するというのが今県が鉄道との交差部分で考えている考え方でもございます。

そういったことで、我々はこの地域の将来をいろいろ考えたときにも、樽見鉄道との岐阜関ヶ原線との交差部分はぜひ平面でお願いをしたいという、まちづくりにおきましても上を通っていくじゃなくて、やはり平面でクロスする形が我々としては最大の願いでありますし、ぜひそういう方向で検討してほしいということで、ずっと県にも働きかけてまいりました。県のほうは、そういった我々地元の御意見をかなり聞いていただきまして、現在何とかそういう方向で、道路部分は鉄道と平面で道路はつくられるという方向に今ほぼなりかけてきております。あと、手法をどういった形でやるかということは今大詰めの段階に来ておまして、いずれにいたしましてもクロスする方法をどういう方法にするかというのは、いずれにいたしましても地元説明会をそれぞれ開催して、地域の方々にも御理解いただいて、それから正式に決定することにはなるというふうに聞いておまして、今大体ほぼこういう方向は固まってきておりますけれども、まだちょっと私どものほうに正式にこれこれこういう形でお話ししていただいても結構ですという段階まで至っておりませんので、ちょっとこれ以上の、県の事業でございますので、私のほうから申し上げるのはなかなか難しいんですけれども、議員の御質問にあった方向で、そして私が今お答えしている方向でほぼ進んでいただけるものというふうに認識をいたしております。

いずれにいたしましても、まちづくりといっても大変大きな課題になる地域でございますので、これからも十分県にも要望をしっかりとしながら、そしてまた地域の皆さん方の御期待に反しないような形で進めさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔16番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

大西君。

16番（大西徳三郎君）

ありがとうございました。

今、市長の最大限の答えが引き出せたかなと思っております。長年の我々の悲願であります完全4車線化ということで、そのことを十分理解していただいておりますし、またそのような方向に向かって努力してある、またそのうちに発表できるだろうというようなニュアンスでありました。

早くそういうことが聞けることを期待し、また市長が今言われたように最大限の努力をされておるといことも十分わかりましたので、今後の市長の政治力を使っていただきまして、何としても早くこのことが我々が満足できるお答えが聞かせていただけることを望みます。今後とも市長には頑張ってください、何とか我々の悲願を達成していただきたい。そのようなことを思いまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

それでは続きまして、18番 鵜飼静雄君の発言を許します。

18番（鵜飼静雄君）

それでは、4項目通告してありますので、順次質問をいたします。

まず第1番目は、糸貫川スタジアムの夜間照明の使用料についてであります。

市は、総合計画あるいは後期計画においても、誰もが気軽にスポーツを楽しめるまちづくりを目指しています。そのためには、スポーツを楽しむ場の提供、また、より安価に利用できる、そういった状況が必要だというふうに思っています。そういった観点から、糸貫川スタジアムの夜間照明についてお伺いしたいと思います。

利用者や団体、特に比較的若い人たちからよく声を聞きますのは、使用料をもう少し何とかならないかというような声であります。近隣の他市町と比べると決して安くはないというふうに思っています。ただ、この通告を出した後に、さらにより多くのところをいろいろ調べてみますと、決して高くはないという状況もあり、いわば中間ぐらいかなという気がいたします。

いずれにしても、スタジアムの利用料については施設の利用料が大人の場合、1時間1,500円、そして夜間照明が時間当たり2,500円、合わせて1時間4,000円の利用料が要るわけであります。最初に申し上げた、そして少しでも安価にスポーツが楽しめるような状況をつくっていくというためにも夜間照明の利用料については一考の余地があるのではないかというふうに考えます。いろんな団体、利用する団体等と話し合いながら一遍見直しを図ってはどうかというふうに考えています。

他市町の夜間照明の利用料と単純に金額で比べても、恐らくどこでもそうだと思いますけれども、電気料をベースにしながら使用料がおおむね定められているだろうというふうに思いますので、よそが高いから、あるいは安いから本業もこうするというふうにはならないというふうには思っておりますけれども、いろんな人たちの声を聞きながら再考する余地があるというふうに思っております。

すので、御意見をお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

糸貫川スタジアムの使用料の再検討についてという御質問でございましたけれども、議員の御質問の中にいろいろ他市町の状況等、金額の説明もありましたけれども、改めて申し上げますと、夜間照明における1時間当たりの使用料につきましては、現在、施設使用料1,500円に、照明使用料2,500円を加えて4,000円としております。そのうち照明使用料につきましては、1時間の施設の電気料をもとに算出をしております。

御指摘の近隣他市町の同施設の夜間使用料につきましては、1時間当たり岐阜市が4,800円、大野町が4,000円、羽島市が5,520円となっておりますので、糸貫川スタジアムの料金設定4,000円につきましては安いほうの部類に入るのではないかと考えておりますので、現在のところは見直しを考えておりませんので、御理解のほどよろしく申し上げます。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

今回初めて申し上げるんで、どうこうするということは困難かとは思いますが、ただ、いずれにしても1時間当たり4,000円、最低限試合をやるたびに8,000円は要るわけですね。8,000円というのは、そう小さい数字ではないというふうに思うんです。

よそは、例えば大野町と時間当たりでいうと同じということになりますけれども、大野町の場合はこの中にスコアボードの利用料が入っています。スコアボードをもし使わずにやれば安いということになりますね。スコアボードの利用料を取っているのは、あと羽島市がありますけれども、羽島市は2,000円ですので異常に高いというふうに思いますけれども、そのほかのところはスコアボードの利用料を特に取ってないと。大野町を見てきますと、恐らく電光掲示板になっているんですかね。その設備の状況によって若干違いがあるというふうに思いますけれども、多くのところはスコアボードを含んで、夜間照明とか施設の利用料に入ってきています。ですから、別にスコアボードの利用料を取っているところというのは今申し上げた2カ所以外に見当たりませんが、ごめんなさい、輪之内町が入っていますね。それにしてもまだ少数なんです。そういったスコアボードを使わなければどうなのかということを考えると、それでも安いほうと言えるかどうかは微妙だなと。いずれにしても中間ぐらいだというふうには思いますけれども、その中で最初に申し上げた市としての姿勢の問題として、可能な限り少しでもより安価にということを考えれば、いろんな声を聞きながら、今こういう方向に行くとか行かないとかいうことではなく、いろんな団体、個人も含めてですけども、そういったところとの話し合い、あるいは意見聴取というようなことをさ

れるべきだというふうには思いますが、その点だけ改めてお伺いしますが、どうでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を教育委員会事務局長 高橋君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

今回この御質問に当たり、このスタジアムを利用している同好会、7チームありますけれども、ここには一応お尋ねをさせていただきました。

このほかに、このチーム以外で公の大会ということで開催をしていただければ減免措置等もございますので、こういうふうな利用の仕方などもあわせて、このチーム以外にもいろいろ調整はしていきたいと考えております。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

念のために申し上げるだけ申し上げておきますけれども、いろんな団体と話をされたということでもありますけれども、恐らく団体の責任者あたりともちろん話をされたらうというふうに思いますけれども、ただその構成員である、さらに比較的若いあたりの人たちとは若干思いが違うという部分もありますので、現実問題として。ただ、今後もそのあたりの状況を見詰めながら考えてほしいということだけ申し上げておきます。

では、2つ目に移りますが、学校給食の無償化についてということであります。

学校給食というのは、言うまでもなく教育の一環であります。憲法では、義務教育は無償というのが原則になっています。義務教育の無償の範囲というのは、基本的に義務教育に係る全ての経費について無償であるべきだというふうに私は思っておりますけれども、ただ現実には、無償の範囲を縮小することによって、父母負担というのが現実にはいろんな形で生じているというのが実態であります。給食もその一つであります。そのために、憲法の義務教育は無償という原則から外れて学校給食法という法律ができて、その学校給食法の中では父母負担というのを明記している。それに基づいて多くの自治体が給食費を徴収しているという実態があります。

最近の全国のいろんな状況を見ておりますと、まだほんの少数ではありますけれども、この憲法に精神に立ち戻って、そしてさらに子育て支援という思いも含めて学校給食費の無償化に取り組む自治体が生まれてきています。岐阜県下でも生まれてきています。本巣市も、子育て支援を大きな政策の柱にしているという中であって、このことについても研究、検討する余地があるのではないかと、そういう段階に来ているのではないかなという思いを持ちますので、その点についてのお考えを今回はお伺いし、今後の取り組みに期待をしたいというふうに考えています。いかがでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

学校給食の無料化についての御質問ですが、学校給食費につきましては議員の御質問にありましたように、国の法律では義務教育諸学校における学校給食に要する経費は保護者の負担にしております。このことに基づきまして、本市におきましても給食費を保護者に負担をしていただいておりますが、要保護・準要保護対象者につきましては、義務教育を受けるための必要な経費の援助として給食費の負担はしないで済むように援助をさせていただいております。

仮に本巣市において、小・中学校の給食費を無料化した場合は1億6,000万円を超える額の財政負担が生じることになります。まずは他市町の動向を注視していきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

今回初めて申し上げるんで、今回は提言というつもりで質問をしますので、再質問をするつもりはありませんが、一つだけ申し上げておきますと、給食というのは全国的に見れば義務教育、小学校、中学校全てのところで給食というのは行われているわけではなく、例えば大阪に、私の姉が行っておりますけれども、姉の孫の中学校がやっと給食ができるようになったと喜んでおりました。だから、そういう状況にある。そのことは何を意味するかというと、給食というのが教育の一環というふうに必ずしも捉えられてこなかったということじゃないかと思うんですね。教育の一環として捉えずに、単なる飯の問題といいますが、食事の問題というだけに捉えられていた。そういう嫌いも過去にはありましたけれども、そういった中で今食育ということが盛んに言われるようになってきた。それはやっぱり教育の一環として小さいときから食事に関する、そこからさらに体に関するいろんな教育をしていく大きな手段として学校給食も捉えられるようになってきたそのあかしだろうというふうに思うんです。そういった観点から考えれば、学校給食法でこういうふうに定められていること自体がどうかというふうに思います。

今、事務局長からお話しありましたように、学校給食法でこういうふうに保護者負担を明記してあると。ある団体が、愛知県で全ての自治体に学校給食費の無料化についてアンケート調査をしました。その結果をずっと見ておきますと、ほとんどのところが学校給食法でこう書いてありますから取りますという回答なんですね。だから、まだまだそういう意味ではなかなか問題だというふうには思っておりますけれども、今回は問題提起をしておきます。

では、3番に移ります。

3番目は、非核平和都市宣言の具体化についてということであります。

昨年5月に本巣市は非核平和都市を宣言しました。そして、庁舎の前に非核平和都市のまちという看板も上がっています。宣言はその一部分だけですけれども、このように言っています。核兵器の恐怖に脅かされることなく、豊かな自然や歴史ある我がまちの貴重な財産を慈しみ、次代へ継

承していきたいという願いは市民の総意です。核兵器の廃絶と恒久平和を強く願い、世界に訴えるため、本業市は非核平和都市であることをここに宣言します。こうした宣言をされた、それから1年たちました。

この1年の間に、日本の国ではどうなのか。3・11の福島第一原発の事故の収束がまだ現実にはなかなかできていない、見通しもなかなか立っていないという状況の中で、一方では原発の再稼働が一生懸命進められようとしている。さらには、海外にもその売り込みをしようという状況が残念ながら生まれてきています。そういう中だからこそ、なおさらせっかくこうした非核平和都市宣言をした本業市として、具体的な取り組みが求められているのではないかというふうに考えます。

そこで、市長という立場で、また教育長という立場で学校教育を含めた教育の現場でどうなのかというそれぞれの思いを語っていただければというふうに思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、非核平和都市宣言の具体化ということについて、市の取り組みの現状、また方針についてのお尋ねでございますのでお答え申し上げたいと思います。

ちょっと喉ががらがらで、先ほど若原議員のお話のように、声がちょっとがらがら声で申しわけございません。本当はもっともっといい声なんですけど、申しわけございません。

1945年8月に人類史上最初の核兵器が広島と長崎に投下され、言語に絶する大惨禍が出現し、今なお多くの被爆者が肉体的、精神的、社会的に苦悩を強いられているということでもございます。そういったことにかかわらず、まだまだ世界では核兵器というのは依然として多くの国が持っており、お隣の国では核兵器に向かって今突き進んでいると、そういった国もまだまだあるということで、核兵器というのは廃絶されない、そういう状況が続いております。そういったことで、全人類の生存というのも引き続き脅かされているような、そんな状況になっているというふうに思っております。

私どもは、こうした核兵器というのはなくさなきゃいけない。やっぱり広島、長崎の悲劇というのを再び地球上で繰り返されてはならないという思いを強く思っております。日本だけで結構だと。これ以上のことがないように、そんな世界にぜひなってほしいという思いをしております。

そういったことから、おくれらせながら平成23年9月に世界平和市長会議に加盟をし、そしてまた議員先ほど御指摘のように、昨年5月には核兵器廃絶と恒久平和を強く願うということで、本業としても非核平和都市宣言というのをいたしたところでもございます。

この宣言につきましては、先ほどもお話しございましたように、市のホームページに掲載もさせていただきました。また、市民皆さん方にも周知するというようなことで、庁舎前の看板も非核平和都市宣言のまちと、暴力追放とあわせて宣言のまちということでも看板を設置いたしまして、その宣言への願いを看板、そしてまたホームページをやることによって、市民の皆さん方に理解を深

めていただくということでやっているところでもございます。

そしてまた、具体的な行動といたしましては、毎年原水爆禁止国民平和行進というのがこれまで本巢市内でも、そして広島に向かっているいろいろとやられております。そういう平和行進への激励参加というようなことも私自身もお迎えし、またメッセージ等々もお渡ししながら参加をさせていただいておりますし、また昨年は、3・11の福島原発に基づいて、いろいろまだある、いろんな状況が起こっている。いわゆるチェルノブイリやスリーマイルと同じようなそういう状況が引き続きずっと続いてきているということを考えようということでの講演会というのが本巢市内でもございます。そういったことに対しまして、市の後援もさせていただきましたし、また私自身もそういった講演会へ職員と一緒に参加もさせていただいたという経緯もございます。

いずれにいたしましても、宣言してから1年でございます。これから具体的にもっともっと内容を充実させながら、そして国民、そしてまた我々の願いでもございます核兵器のない、そして平和な世界、そして日本、そういったものができるようにこれから努めていきたいというふうに思っております。そういったことで、これから引き続き市の広報での啓発ですとか、講演会等々の市の後援、また講演会への参加促進というようなことをやっていきたいと思っておりますし、私自身もそういった会合等へもいろいろ参加させていただくようなことで、市民の皆さん方へも積極的にPRする。そして、核兵器、そしてまた原発、原子力の被害のない、そういったまちになるような、そういう意識も高揚できるようなものに努めてまいりたいというふうに思っております。

それと、8月15日、終戦記念日にはいつも黙祷もさせておりましたけれども、広島・長崎の原爆投下の日の黙祷というようなことも、これから市民の皆さん方にも働きかけて、そして市役所の中でもそういった黙祷もできるような、そしてこれからも忘れることのないようにしっかりとした形での推進をしていきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、非核平和都市宣言というのをしたわけでもございます。市民の皆さん方と一緒に、世界の恒久平和というのに一生懸命我々としても可能な限り取り組んでまいりたいというふうに思っております。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

ありがとうございます。

この1年の中で、市長がいろいろ市として、あるいは市長としてやられたことの幾つかは知っておりますけれども、全てを知っていたわけではないので、2つ提案がありますけれども、1つは市長が市長として、あるいは市としてでもどちらでも結構なんですけれども、いろんな取り組みをされたことについてはどんどん発信をして、市としてこういうことをやっているんだということを市民に知ってもらうということが必要ではないかということが1つと、もう1つは、今、たまたま市長が8月6日、9日にも黙祷というふうに言われました。私、きょう再質問で1つ提案しようと思っておりましたのは、広報で、例えば8月号では非核平和都市宣言に絡んだ特集を組むとかいう

形で、市としての姿勢をもっと鮮明にしたらどうだろうということをきょう提案しようと思っておりますけれども、その2点についていかがでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

このような貴重な提言でございますので、可能な限り実現に向けてやっていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、広島・長崎の原爆投下の日の黙祷ですとか、それから市の広報での原爆について、そしてまた原発について考えるような、そういった周知をするような特集記事というのを検討していきたいなというふうに思っております。

ただ、今年度に関しましても、広報のいろいろな期限がありますので、今年度はちょっと難しいかもわかりませんが、新年度以降、あらかじめ計画する中で、この8月ごろには原発の問題、それから核兵器廃絶の問題等の喚起をするような、そして市民の皆さん方に世界の恒久平和を願うような、そういった行動を考えましょうというようなことを周知するようなことは考えていきたいなというふうに思っています。今年度の分は事務的にちょっとわかりませんので、広報紙というのは1カ月、2カ月ぐらい前から準備を進めておりますので、今6月になりますので、8月号にちょっとどうかなという思いもしますので、できれば8月号がいいんですけど、新年度以降になるかわかりませんが、貴重な提言でございますので、ぜひ実現に向けて考えていきたいと思っております。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

ありがとうございます。

それでは、2番目の教育長について、先ほど最初にちょっと申し上げましたような趣旨でございますので、教育長の立場からの取り組みについて考えをお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

それでは、具体化のための教育委員会の考え方、取り組みについてお答えをさせていただこうと思っております。

私ども教育委員会の役割といたしましては、次代を担う子どもたちに戦争の悲惨さと平和のとうとさについて学ばせること、そして二度とこういう戦争を繰り返さないという決意を養うための平和教育をしっかりと行っていくことが私どもの役割だというふうに捉えております。

市内の学校におきましては、これまでも小学校4年生、6年生の戦争と平和を題材といたしました国語教材、そして小学校6年生、中学校3年生での歴史分野、世界大戦の学習におきまして、身近なお年寄りからの戦争体験のお話や、長崎・広島原爆被災などの資料をもとにしながら、戦争の悲惨さ、そして核兵器の恐ろしさ、さらには平和のとうとさ、このことについて学ばせてきているところでございます。

しかしながら、今後でございますけれども、小学校・中学校でこれらの授業の中において、本巢市の非核平和都市宣言について資料として取り上げて学ばせる。このことを通して核兵器の廃絶とともに、二度と戦争を繰り返さないという本巢市民としての決意を養ってまいりたい、そんなふう考えているところでございます。

そのことに加えまして、先ほども市民の方々にという市長からのお話もあったわけですが、核兵器の廃絶や恒久平和、このことについての関心を市民の方々にも高めていただけるように、これまでもしんせい本の森におきまして岐阜の空襲、さらには放射能汚染についての図書のコーナーを設けてきたところではございますけれども、原爆投下、さらには終戦記念に当たりますことしの8月でございますけれども、戦争と平和をテーマにしました本巢市の非核平和都市宣言のコーナー、こんなようなコーナーを設けることによって、さらに啓発に努めてまいりたいと、こんなことを考えているところでございますので、どうかよろしくお願いいたします。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

教育委員会の関係についても一つ提言を申し上げたいと思いますのは、かつて子どもの権利条約ができましたときに、本部そのものは、例えば小学生にそのまま読ませてもなかなかわからないということがありまして、それぞれの子どもの水準に合わせた何種類かのかみ砕いた宣言文というのがつくられて、小学校の低学年からそういったものに親しめる、あるいは理解できるようにという取り組みがなされました。せっかくつくった本巢市の宣言でありますので、このまま小学生の、特に低学年に渡してもこれは無理な話なんで、これをかみ砕いた形で小学校の1年生・2年生、あるいは中学年、高学年、あるいは中学生それぞれに合わせた形での利用ができるような教材化をするというのはどうなんでしょう。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

今、教材化のお話もあったわけでございますけれども、現段階といたしましては、本巢市の校長会のほうで、本巢市の平和宣言について学校の教材の中で、先ほど申し上げました平和に対する国語教材、さらには社会科の歴史分野、このところで現実に取り扱うというところまで進んでいるところでございますけれども、今後、当然のことでございますが、子どもたちにこの内容を提示す

るに当たりましては、そしゃくをしないと伝わらない。もちろん中学生になれば、かなりこのことについてはそのまま取り扱うことはできるかというふうに思っておりますが、小学生につきましては、特に4年生につきましては、内容等については検討してまいりたい、そんなふうに思っているところでございます。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

では、4番目に移ります。

4番目は、国保税についてであります。

国保税の問題というのは、行政にとっても市民にとっても非常に頭の痛い問題であります。全国どこを見ても国民健康保険税あるいは保険料、その重さに多くの人が苦しんでいるということが言われています。

そこで、市民の暮らしや福祉をこれからどうしていくかということを考える上でも、この国民健康保険税というのは重要な課題であるということから、2点について伺いたいと思います。

まず第1点でありますけれども、現在の国民健康保険税の税率あるいは税額は条例の本文、本則で、例えば医療費分の所得割は8.6と定め、現在で言いますと25年度までは6.2というふうに附則で減額をしています。毎年、この附則の改正をすることによって、この間6.2%で来ているわけがありますけれども、もし改正がなされなければ自動的にそのまま8.6%になってしまうという不正常的な状態にある。22年度に引き上げてからこの間の医療費の状況等を勘案してみれば、あるいは国会会計の状況を勘案してみれば、附則での対応ではなく、本則での対応をすべき段階に来ているのではないかというふうに考えますが、その点についてのお考えをお伺いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 山田敏晴君。

市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、現在の国保税率額は条例本文の率額を附則で減額していますが、この間の経緯を踏まえ、本文の率と額を改定すべきじゃないかということについてお答えをさせていただきます。

国保税につきましては、平成22年度に条例改正を実施し、3年間で段階的に増額するよう定められています。この改正は、医療給付費の急激な上昇を憂慮し、対処したものでしたが、一時的に上昇した以降は継続的な上昇は見られなかったことなどから、納税者の負担の緩和を図るということで、国保運営協議会にお諮りしまして増額を据え置いてきた次第であります。

また、平成26年度以降におきましても、医療給付費の動向を注視し、今後の国の情勢や近隣自治体の動向などを見きわめながら、適正な税率算定に努めるよう調整していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

もともと、先ほど申し上げたように、所得割でいえば8.5%から8.6%に引き上げ、均等割については2万円から3万5,300円、平等割は2万3,000円から3万900円に引き上げた。けれども、この引き上げについては実態に合わなかったということで、3年間で3分の1ずつ、簡単に言えば引き上げていこうということで、附則でまず3分の1に抑えた引き上げという形にしたわけでありまして、それが22、23、24、25と続いてきているわけです。

この間のそういった状況を考えれば、本来の形というのは、率というのは附則で定めるというよりは、本則で定めるのが原則ですね。だから、その原則に立ち戻ってやるというのがいいんではないかというふうに私は当然思いますが、今の部長の答弁でありました適正な率になるようにというような答弁がありましたけれども、その適正な率というのは今私が申し上げておる本則のほうでそういう形に改めていこうという意味なのかどうなのか、その点を確認いたしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を市民環境部長 山田君。

市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

医療費も平成22年度以降、大きな伸びはなく、横ばい状態ではありますが、医療給付費の動向や、今後消費税の増税などやT P Pの参加などの国の情勢の動向もありますので、国保税率の特例として附則で据え置くやり方でいくことで今考えておりますので、よろしく御理解お願いします。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

要するに、今のままの形でとりあえず現状でやっていける限りは附則でずっと対応していきたいということだと思えますけれども、そこで市長にお伺いしたいと思います。

長年、県で働いてこられて、本巢市で市長としてやっていただいておりますけれども、こうした条例などで税を定めますね。そういったものが附則で減額をされたり、あるいは増額もいるんなことも含めて、要するに附則で違った形で規定をされ、附則が生きると。そういう状態がいつまでも続くということについては、私は基本的な法理論上の問題としては適正ではないというふうに思いますが、一定期間過ぎれば本来の形、本則による条文整備というのはされるべきだというふうに考えておりますけれども、その点のお考えは市長としてはいかがでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

なかなか難しい法理論の御質問をいただいたんですけれども、普通やはりこういう附則というのはそう長く続くものではないというのは一般的な常識。

ただ、必ずしも全部がそうばかりではなく、例えば昔物語になりましたけれども、地方債を受けるときの許可というのが、地方自治体の判断ですとやりますよという本文になっていたのが、当分の間、国の許可を要するというのがずうっと何十年と続いてきた、そういうのも国の制度でもございますけれども、必ずしも本則文を附則でカバーしているというのも実態としてはあるわけがございます。

また、今お話のように、当初これ私どもも関与したわけがございますけれども、率を変えるときに大変な伸びで国保の給付がふえたということで、一気にそれはできないだろうということで、段階を追って上げるということにさせていただいたわけでもございます。

ただ、先ほど部長がお答えしましたように、ここ二、三年何とか落ちついてはいますが、まだまだ動向もわかりませんので、しばらく私どももちょっとこれを見させていただいて、今のような形が本当にずっと続くのであれば、何とか皆さん方が納得できる適正な税算定というのをしていかなければならないのかなというふうに思っています。これが10年も20年も続くと、先ほどの起債の許可の話ではないんですけれども、そんなようなことはあってはならないことだろうと思いますけれども、まだ2年、3年の話でございますので、これからこの国保のほうの国の動きは県に一本化をされるというような動きも出てきておりますし、またそれぞれ負担のほうも県下一律じゃなくて、各それぞれ市町村ごとの負担を前提にしながら県に一本化するというような動きも出てきております。

いずれにいたしましても、その辺の状況もここ一、二年は見させていただければなというふうに思っています。いずれにいたしましても、この状態が10年、20年続くということは正常なことではないだろうなというふうに私は思っております。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

今、市長から起債の話がありましたけれども、国はえてして勝手なときにそういった附則でどんどん今市長が言われるようなことを勝手にやっているというのが残念ながら実態であります。けれども、そういった基本的に間違っていることをまねする必要はないので、本来のやり方に一日も早く戻してほしいということを申し上げておきます。

もう1点ですが、今のことともかわりはありませんけれども、現在の国保会計の状況、あるいは他市町と比べての市民負担の状況はどうか、お伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 山田敏晴君。

市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、現在の国保会計の状態、また他市町と比べて市の負担の状況はについてお答えさせていただきます。

国保会計の状態につきましては、ここ数年、医療給付費の大きな伸びなどが見られず横ばい状態でありまして、国保税率につきましても据え置きをしている状況であります。

医療給付費の上昇対策としましては、ジェネリック医薬品の普及促進や、適正な受診の勧奨、また特定健康診査の実施による生活習慣病対策など、保健予防事業に力を入れ、医療給付費の伸びをできる限り抑えるよう努力をしているところであります。

他市と比べて市民の負担状況はどうかにつきましては、本市の保険税率は資産割を導入していないため、一律他市との比較は難しいですが、被保険者1人当たりの平成24年度の保険税調定額を比較しますと、県内21市の中で9番目に低く、調定額の平均を3,000円ほど下回っている状況であります。

今後も消費税増税、T P P参加など国の情勢やら県による保険者一元化問題、近隣自治体の動向を見きわめながら、医療給付費の動向を注視するとともに、保健予防事業に鋭意努力し、安定した国保運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

他市町との比較というのは24年度と言われたんですかね。残念ながら私の手元には22年度の資料しか持っておりませんが、22年度というのは本巢市が引き上げた年であり、そのときの根拠になった医療費は21年度の医療費のデータを持っておりますけれども、そのときは市だけではなくて全部の市町村で比べると、本巢市は11番目に高く、これは平均の1人当たりの国保税であります。医療費はというと2番目に高いと。21年度ですね、これは。だから、そういうこともあってこの引き上げがなされた。その結果、11番目に高くなったということでもあります。

ただ、1人当たり云々ということについては、なかなか実態を示せないというのが現実だろうというふうに思うんです。軽減世帯がどれだけあるかということによるし、限度額をはるかに上回る所得の人がどれだけあるかということによって1人当たりというのは変わってきます。だから、そういう点から必ずしも実態をあらわさないということで、実際に今の国保税率でそれぞれの世代がどのぐらいの負担になるかということを経験してみると、例えば夫婦、子ども2人、所得金額が300万円、それで計算をしてみますと、医療費分だけでありますけれども31万2,000円になります。医療費分だけで所得金額の1割、10%を超えると。あと、後期高齢支援分、介護納付分を含めると、最低でも十数%になります。という状況が、本当にそれぞれの家計にとってどれだけの重みを持つ

ているかということをお我々としては考えなければならないというふうに思います。

国保会計の状況についても、一応言われましたけれども、21年度からの推移を見ますと、21年度で22年度への繰り越しになる歳入歳出の差し引き額で言いますと、21年度は3億余り、22年度は3億4,600万、23年度は4億1,590万ぐらいということで、繰越額がどんどんふえてきています。ということは、今の税率をもう少し見直すことが可能ではないかというふうに私は思わざるを得ないんでありますが、医療費の伸びについても比較的幸いなことに安定している。この21年度みたいにいつ何があるかわからないというのは現実ではありますけれども、それはそのときに考えればいいことで、そういうことを見越して今から余分にもらっていますよという話は通らないと思うんですね。だから、そういった国保税の見直し自体についても検討する余地があるんじゃないか。先ほど申し上げたこととひっくるめて再考してはどうかというふうに思いますけれども、その辺も市長のほうがいいですね。市長も書いていなかったですか、答弁者。

議長（後藤壽太郎君）

書いてあります。

18番（鵜飼静雄君）

書いてありますね。市長のほうがいいと思いますので、見解をお伺いして終わります。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、再答弁を市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

保険料のお話も出ました。繰り越しが毎年毎年多く出てきているよということでもございます。これは皆さん方が逆を言えば健康でやっただいただいているということでもございまして、そういう点では、逆に言うと想定しておるよりも少なく済んでおるということで、感謝をしなければならぬというふうに思っております。

そういったことで、いずれにいたしましても保険料の額、そして率というのはそのときそのときの水準に応じてやっていくものであります。余分に余ったから、一般会計のようにほかのところへ持っていくということではできませんので、最終的にはここで繰り越し、そして余ったものというのはいずれにいたしましても国民健康保険会計の中で最終的に調整される話でございますので、一般会計のようなほかから持っていくということではできない会計であるということ、そしてまた毎年毎年の実態としてそうなっているということであって、結果としてそうなっているということでございますので、今のところ税額を下げるとかいうことはちょっと、国の動向等もありますし、いろんな状況がありますので、そういうことを考えさせていただきながら、そしてまた県の会計の一本化ということも今俎上に上っていますので、そういうことも踏まえながら、ここ一、二年、まだ今の現状を踏襲しながら考えていきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、必要以上のものを取る必要はありませんし、また必要なときに足りないとも困るといふ、これだけ毎回毎回動いているのが国保会計でございますので、その辺の見込みというのはいずれにしても難しいことでございます。インフルエンザとか、ちょっとした流行病

がはやればあっという間に金は残りません。そういったこともありまして、今ちょっと推移を見ながら、繰り越しをやってその金は国保会計の中で残っていくということでもございますので、有事の際にもまた使える、そんなことにも対応できるわけでございます。一、二年、もうちょっと推移を率とあわせて税額のほうを見させていただきたいと思っております。

先ほど来、部長のほうからお答えいたしておりますように、額そのものも県内の他市と比べても、そのような高い順で中位からちょっと下のほうにあるということでもあります。それだけ市民の皆さん方が健康に留意しながら、病院等々、大きな病気もせずにやっていただいている結果でもあるんじゃないだろうかとこのように私は思っております。そういったことで、ちょっとまた推移を見させていただきたいというふうに思っております。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

最後にすると言いましたので、これ以上質問はしませんが、あくまでもそれぞれの生活実態をしっかり把握しながら、少しでも負担を軽減できるという状況を見詰めながら、機敏に、そして優しい気持ちで対応してほしいということを申し上げて終わります。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午後0時06分 休憩

午後1時20分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは、午前に引き続きまして再開をいたします。

それでは、1番 江崎達己君の発言を許します。

1番（江崎達己君）

それでは、発言通告に基づきまして順次質問をさせていただきます。

活力ある本巢市に向けた取り組みについてということで、今議会までにこういったタイトルで5回の質問をさせていただきました。多分今期最後のタイトルの質問ではないかと思っております。そんな中で、少し聞きづらい質問になるかもしれませんが、よろしく願います。前向きな答弁が得られるよう期待をしております。

それでは、4点について質問をさせていただきます。

本市の職員の活力が市政の発展につながるのではないかと大いに期待しております。昨今、心の時代とも言われております。

そこで、第1点目として、各課での朝礼の実施ということで、一日の計は朝にあり、一年の計は元旦にありとも言われております。朝礼を実施することにより、各課の職員のその日の業務の進捗

状況の報告、職員の健康状態の再確認等、把握することもできるのだと思います。また、報告の内容によっては、褒める、励ます、問題点や要注意点などの再確認をしたり、アドバイスや指導することもできます。

そこで、私の体験を少し話させていただきます。

岐阜市役所での体験ですが、そのときの職場では、行事ごとや大半の職員が早朝より外出するという現場での業務がない場合、毎朝約15分前後の朝礼を実施しておりました。朝礼の実施により効果として、まず第1点目は、遅刻する職員の減少、職員の業務が周りの職員にもわかり、職員間の業務に対する認知度がアップし、先輩職員や上司からのアドバイスが受けやすくなり、早期の対応にもより事業効果が上がりました。この朝礼は、全職員が順番に朝礼の司会進行を行うことにより、朝礼等の経験とともに研さんに努めることができ、話すことが苦手な職員には大きな効果がありました。また、朝礼の締めくくりとして、課長が各職員からの報告等を聞き、気づいた点やアドバイスなどを行うとともに、職場内での問題点、課題点を共通認識と捉え、全員が一丸となって取り組む職場環境が生まれます。こうしたことは、報告、連絡、相談により、職場での改善につながったと思います。

以上、この私の体験を踏まえ、ぜひとも各課での朝礼の実施を行うことを提案させていただきたいと思います。職員を統括されます副市長の御見解をお聞かせください。

なお、今回のこの質問は一問一答ではなく、一括方式で質問させていただきます。

第2点目として、部長と部内の各職員、部下との面談、面接の実施について。

各部としての組織の中で、部長はトップであると。部長と部下との面接、面談により、時には部下の悩み、困り事、並びに業務の進捗状況の把握により、またこれも、褒め、励ますことにより、特に部下とのコミュニケーションが図られ、さらなる業務の進展が望め、風通しのよい職場となり、成果がうかがわれると思います。ただし、鬱病状態の職員には励ますことは要注意です。ぜひとも面接、面談の実施をしてはどうか、これも副市長の御見解をお聞かせください。

第3点目として、行政経営改革の一環として目標管理制の実施について。

組織のマネジメントの手法の一つとして、個人目標の設定、組織目標の設定管理を実施してはどうかということでございます。

先日、目標管理制について実施している状況を調べてみますと、岐阜県下では、21市で既に17市が目標管理制を実施されておりました。

目標管理は、マネジメント研究の第一人者、ピーター・ファーディナンド・ドラッカー氏は、現代社会最高の哲人であり、マネジメントとの父であるとも言われております。マネジメントの必要性、また成果を上げている事例も多く発表されております。

また、県外の他の都市の状況では、皆さんもよく知られております北海道の経営破綻した夕張市も、組織目標管理制を導入されております。夕張市では、市長の政策公約として元気な市役所づくりを掲げ、その具体的な施策の一つとして、各課ごとに1年間の仕事の目標を設定し、その評価と情報を公開しております。

これも私のあれですけれども、岐阜市でも平成14年だと思いますが、目標管理制度が導入されました。既に10年を経過し、どんどん改善され、今日に至っておると思います。岐阜市での導入は、全国でも早期の導入だと思います。導入してから3年ほどは、職員の事務量の増大、職員からは不評であり、不満を言う職員も少なからずおりました。しかし、その後、改善や職員の事務的ななれにもより不満の声は減少してきたと聞いております。私は6年間目標管理制度を経験しました。組織目標では、課の職員が組織とし、その共通目標の明確化により成果を上げることもできたこともあります。共通目標、共通認識を持ち、業務に当たることは大切であると思います。

ただ、問題点の中には、この目標管理制度は人事評価のあり方がややもするとマイナスにつながりかねない点もございます。大切な点として、目標の立て方、各課、各室、各所、各施設での重点的に取り組むべき目標、現状値、達成時期、目標値、目標達成のための方法等をできるだけ数値を明確に示すことが公平・公正化につながり、職員からの理解が得られるのではないかと思います。これも副市長さんの御見解をお聞かせください。

最後に、第4点目でございます。

市長と若手職員とのランチトークの実施についてということで、若手職員との面接、面談により、若手職員のモチベーションアップ効果とともに、業務の進展、成果が実施方法により大いに期待されますので、実施してはどうかという点でございます。

藤原市長は、以前にランチトークを実施されたことがあると聞き及んでおりますが、今現在はどうも実施されていないようですが、無意味だったとお考えだったのでしょうか。

また、ここで私の体験ですが、30代の主任のときに、岐阜市では前市長の浅野市長のときに実施され、現在の市長さんも実施されているようです。各部から1名参加し、約10名ほどの実施でした。そのときの感想は今も鮮明に覚えており、若手職員が市長と話ができる、市長からアドバイスを受けることができるということは、職員にとって一生の思い出となります。食事のとき、食事に夢中にならないように、話をしながらでも食事ができるカレーライスでした。職員食堂で約400円程度のものでした。本巣市でも、市長と若手職員とのランチトークを実施してはどうか。

市長の2期目の公約の中で、もっと元気で笑顔あふれる本巣市をつくりますと基本政策を掲げ、6つの基本姿勢として対話重視を掲げてみえます。ぜひ市長に伺いたいと思います。実施はどうかということでもあります。また、本市では分庁方式であり、根尾、糸貫、真正という庁舎の若手職員と面接、面談は、通常はなかなか難しいと思います。市長と話したこともないという職員が大半じゃないかと思います。市長のお考えを聞きたいと思います。やはりアクションです、行動です。よろしく申し上げます。以上です。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、活力ある本巣市に向けた取り組みについてのうち、各課での朝礼の実施について、部長と各職員との面談、面接の実施について及び行政経営改革の一環として目標管理制度の実施について、以上3点の答弁を副市長に求めます。

副市長 青木一也君。

副市長（青木一也君）

それでは、活力ある本巢市に向けた取り組みについての4点御質問いただきましたけれども、私から初めの3点についてお答えさせていただきたいと思います。

まず1点目、各課での朝礼の実施についてでございます。

本市におきましては、常日ごろから幹部職員に対しまして、部下職員の仕事の進捗状況でございますとか、健康等に目配りを行いますとともに、また仕事を進めるに当たりましては、上司、同僚との間で必ず報告、連絡、相談、いわゆる「ほうれんそう」を実施するようにと指示をいたしておるところでございます。

こうした中で、現在課単位での定例的な朝礼は行っておりませんものの、必要に応じまして課単位、係単位等でミーティングを実施いたしましたり、あるいはイントラネットの連絡網の利活用などによりまして、職員間の情報共有や意思疎通を行っているところでございます。

組織の力を有効に発揮していくためには、チームとしてのモチベーションや一体感を向上させていくことが大切でございまして、そのため、今後とも職員相互の信頼感の醸成や意思の疎通を図る機会を設けていくことは大変重要であると考えております。

議員御提案の朝礼につきましては、その手段の一つとして有効であると認識しておりますけれども、課によりまして職員数や仕事の内容なども異なっておりますことから、今後一律に課単位での朝礼という形式ではないものの、それぞれの職場の状況に応じまして定例的なミーティングを実施する等によって、今まで以上に職員間の情報共有や意思疎通に努めるようしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして2点目、部長と各職員との面談、面接の実施についてお答えさせていただきます。

現在、各部の部長から各職員に対しましては、日ごろの仕事の中で声かけを行ったり、また必要に応じて個別に面談等を行う場合もございしますが、部長と各職員との間での定例的な面談や面接の機会は設けておりません。

しかしながら、こうした機会を設けまして、部長と各職員とのコミュニケーションを図るということは、部長にとりましては、部下の仕事の状況や悩み、または困りごとなどを把握することができますとともに、また各職員にとりましても、業務の成果を褒めたり励まされることによりまして、部長が自分の努力を見ていてくれる、応援していてくれるという意識につながり、それがモチベーションや上司との協働意識の維持、向上につながるなど、大きなメリットがあるものと考えております。

したがって、今後、議員から御提案いただいたとおり、部長と各職員、そして部長に限らず、管理職職員と各職員との間で面談が実施できる仕組みづくりを行ってまいりたいと考えております。

最後に3点目、目標管理制度の実施についてお答えをいたします。

目標管理制度につきましては、行財政改革の観点から、既存の事務事業の見直しを図るため、年度ごとに各部局の重点目標を設定の上、それに基づきまして、職員一人一人が自分の果たすべき役割を正しく理解の上、各職員の目標の明確化と効率的な政策推進を図っていくための制度であると

認識しております。具体的には、目標の設定、遂行、そして評価のそれぞれの過程におきまして、上司と部下が面談の上話し合いを行うことによって、職員の能力や意欲を高めるとともに、仕事の制度や期限管理、また仕事の質・量を向上させることを目的としております。

本市といたしましても、職員の育成や能力の向上という観点と、それから市民満足度の高い行政サービスの継続的な提供に向けた組織体制の強化という観点から、目標管理制度の導入を進めてまいりたいと考えております。

なお、当該制度を人事評価における業績評価に反映させている市も多くございまして、これは一定の評価期間において個々の職員の役割を改めて評価者との間で明確化・共有化を行い、目標という形で目に見えるものにするによりまして、目標実現までの過程を含め、より事実に基づいた人事評価が可能となるのではないかと考えております。本市におきましても、これまでの勤務評定の評定要素にございます業務実績を評定するに当たりまして、この目標管理制度の評価結果を反映させまして、より精度の高い人事評価制度として運用してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

それでは続きまして、市長と若手職員とのランチトークの実施についてということで、市長から答弁を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、4点目の市長と若手職員とのランチトークの実施についてということで、お答えを申し上げます。

先ほど議員のほうからいろいろお話もございました。経験に基づいた、いろいろなお話をしていただきましたけれども、職員とのコミュニケーションづくりというのは大変大事なことでございます。市政を推進する上でも大変重要なものでございます。やはり市長としての考えをしっかりと理解していただいて、市政に生かしていただくということが大事なことでございますので、一方通行になってはいけません。やはり一緒になっているいろいろ考える、そういうまちづくりをしていかなきゃいけないなということを思っておりますし、そういうことも大事だということで、今までも取り組んできたところでもございます。

今までの経緯を少しお話しさせていただきますけれども、先ほど来お話もございましたけれども、市長就任1年目に、今のような観点に立って、私の掲げた「元気で笑顔あふれる本巣市づくり」という市政運営を皆さん方にも知っていただきたいと。やはりそのためには、直接職員と話すことによって伝えて、そして理解を深めてもらうということで、それぞれ1年目のときにそういう場をつくらせていただきました。それは、平成20年の7月から10月にかけて、先ほどお話にございましたようなランチタイムミーティングと銘打って、階層別または庁舎別に20回にわたりまして実施をいたしましたところでもございます。それで、1年目に一応全職員を対象に全て、議員のお話のように、岐阜市あたりは何千人とおりますから、なかなか市長と職員と顔を合わせるの少ないでしょ

うけど、我々本業は300人ちょっとの市でございます。その気になれば、すぐにやれるわけでございます。ただ時間の都合もあって、お昼休みということもありまして、20回にわたって実施をいたしたところでもございます。

その後も、それぞれ顔も見、そして名前も大体見ながら1年かけてやりまして、その後、名前も顔もわかって、引き続き翌年もどうするかということは思っていましたけれども、1年ちょっと休んで、その間に、そうではなくて、今度はもうちょっと議論をする場に職員に来ていただいて、いろいろとやったほうがいいだろうということを思いまして、その後は市長レク、今毎日あるわけですけれども、その際は部長だけでなく担当者も必ず同席をと、連れてくるようにという取り組みをさせていただきました。担当者とも話をする、そしてレクの内容も担当者からもお話を聞くというような形で市政の推進をしてきたところでもございます。

また、21年度、翌年からは新規採用職員、毎年10人から十数人採用しておりますけれども、そういった職員と毎年懇談会というのもやっておりまして、ことしも5月に懇談会をやりました。そういったことで、新しく入ってきた職員も、毎年市長との懇談会というようなことで、互いに名前を、顔を見聞きして、そして話をするというようなことをやってまいってきたところでもございます。

ランチタイムミーティングというのはですね、議員お話のように、お昼御飯を食べながら職員一人一人と直接意見交換ができるということで、私も最初にやったときも、組織の一体感の醸成とか職員のモチベーションのアップに大変大きな効果があるというふうに考えておりまして、また折り返しの2期目に入ったものですから、今度また1期目と同じように、若手職員だけではなくて、いろいろと全職員対象にして、もう一度ランチタイムミーティングというのをやっていきたいということで、これにつきまして、議員の今提案のある前にちょっと秘書広報課のほうに、ことしも計画をやるようにということで指示もいたしております、今年度実施をしたいというふうに思っております。

特に、ことしは旧3町1村が合併いたしまして10年目という節目の年でもございまして、こうした年に、今までの10年間の歩み、そしてまた次の10年のさらなる飛躍に向けた出発の年にもことしはしていきたいなというふうに思っております。そういたしますと、やはり職員の方々にもいまい度市政をしっかりと見ていただく、そしてまた次の10年に向かって何が考えられるかというようなことをいろいろ議論したいなというようなこともありまして、ことし、そういう点からもぜひランチタイムミーティングというような形をやって、全職員と話をするを通じて、次の10年の市政に向けての知恵をお互いに出し合う、そして一緒になって市政に取り組んでいくというような取り組みにつながっていけばということで、ことしはぜひ実施してまいりたいというふうに考えております。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

江崎君。

1番（江崎達己君）

御答弁ありがとうございました。

思っていた以上に、市長さん、副市長さんの前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございました。

今回、私の経験の中でも話させていただきましたが、私が参加したランチトークは浅野市長の第1回目の初回のランチトークに参加したわけですが、そのときには若手としてまだ30そこそこだったと思います。市長の前へ行って何を話したらいいやろうとか、いろんなことを若手の職員としては思いましたが、終わってみればさすがしく、市長と初めてしゃべられたとか、職員にとっては本当にいい思い出というか記念になると思います。

それから、そのときに市長は、いろんな職員がいろんな発言をしたけれども、そのときにノーという言い方はされなかったですね。だめなところは後から、ここはよう考えなあかんぞというような注意ぐらいで終わったと思います。それよりも、もっともっと話せ、しゃべれ、思ったこと言えというような感じで、自由なトークになったということで、それが私の心の中の一つの今ではプライドにもなっております。あのとき市長に話した、話せたと言っているものの、部長としてみれば、おい、お前、市長の前で何しゃべってきたんやとかいろいろ気にされたことがありますけれども、いや、別に大したこと話しませんよと言いながら過ごした経過もあります。

確かに、岐阜市はその当時は4,000人を超える職員でした。本巣市は320名ほどの職員ではありませんが、若手にとってみれば、市長さんと話したり、副市長さんと話をしたりする機会はなかなか少ないと思います。やはり市長が先ほど言われるように、レクなんかにはできるだけ若手を参加させてということですが、そういった業務的じゃなしに、ざっくばらんに思ったこと話せよというような感覚がまたあっていいんじゃないかと思います。

とはいうものの、非常に前向きな御答弁をいただきましたことをお礼申し上げまして、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

それでは続きまして、2番 鏑本規之君の発言を許します。

2番（鏑本規之君）

13番目ということで、今回は私が一番どんけつでございますので、ゆっくりとやりたいと思っております。

通告に従って質問をしていくわけなんですけれども、今回は根尾の山奥のほうの工事のことについて、少し質問をしてみたいかなあと思っております。

平成19年から順次行われている根尾の黒津、相当山の奥のほうだったんですけれども、市道根尾83号線に係る須合橋の工事及び平成25年4月1日より行われている補修工事についてをお伺いをいたします。

この件につきましては、正直なことを言いまして、私もよく知りませんでした。どういう工事が行われているかということも、正直なことを言って余りよく知りませんでしたけれども、市民の方からの通報によりまして、こういう工事をしていますよというようなことで、根尾の黒津の奥のほ

うまで私が見に行ったわけなんです。その中で、いろいろなことを総務部長、また建設部長にお伺いしておいたわけなんですけれども、そういうようなことも含めて、今回ときの会ニュースで少しそのことを触れたところ、市議員の方を含め多くの市民の方が須合橋まで見に行ったということの連絡が来ております。結構興味を持たれているのかなあとということで、少し肩の力が入り過ぎるといけないということで、少し緩めたいとは思っておりますけれども、そういう中において、今議会の初日に、市のほうからこの件についての説明がされました。この説明を聞いていますと、どうして今かなあという気がしたわけなんです。12月議会もあり3月議会もあり、5月には臨時議会もあったわけなんです。どうして3回も説明をするチャンスがあったのに、ときの会ニュース等で発表した後、また私がいろんなことを聞きに行った後に、どうして説明をされたのかなあということで少し疑問が湧いておるわけなんです。

なぜ今回の説明になったのかということの説明をしていただきたいなあとということと、今回の説明の中に、今行われている工事の状況というか、そういうものが一つも説明の中になかったように思いますので、それを含めてお聞きをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、1項目めの、この工事は設計を除き、5期に分かれて発注されています。その工事内容の説明を求めるといってございませう。

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは、1点目の議員御質問の、設計以外で5期に分かれて発注しました工事内容について、お答えをさせていただきます。

平成20年度に、右岸側ののり面工として、上3段分、施工延長約40メートルを第1期分として発注し、平成21年度に、右岸側ののり面工として、下2段分、延長約77メートル及びA2橋台の施工、取りつけ護岸工を第2期分として発注をいたしました。また、平成22年度には、左岸側A1橋台の施工と取りつけ護岸工を第3期分として、平成23年度には、左岸側のり面工及び取りつけ護岸工を4期分として発注いたしました。そして、平成24年度に現在行われております第5期工事として橋梁上部工を発注しております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

私の質問の中に、なぜ今回の議会の初頭に説明がされたのか、なぜ12月議会、3月議会、5月議会で説明ができなかったのか、その理由もお尋ねをしております。また、今現状で行われている工事の説明等もしてもらわないと次の質問に移りかねますので、改めて質問をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

大熊部長。

産業建設部長（大熊秀敏君）

前回、全協でもお話をさせていただきましたが、市道根尾83号線須合橋の設計瑕疵と対応につきましては、問題の解決につきまして検討を重ねてまいりましたが、本市において過去に例もなく、どの時点で報告すべきかタイミングをはかった結果、前回の報告となってしまいました。結果的に議会への報告が遅くなったことにつきましてはおわび申し上げます。今後はこのようなことがないよう、随時議長と相談をさせていただきたいと思っております。

それから、もう1つのどんな工事をされているのかというようなことで、お答えをさせていただきます。

平成24年9月26日に、第5期工事の受注者より現状の橋台位置では桁の架設ができない旨の報告を受け、確認した結果、右岸側のA2橋台の設計図面の表示に間違いがあり、図面のとおり施工された結果、橋台の支承を設置するための箱状の穴3つと、落橋防止装置を取りつけるための穴4つが、正規の位置に対して上流側へ約36センチメートル誤った位置になっていることが判明しました。現在は、これらの穴を正規な位置にする工事を進めており、やむを得ず橋台の一部を取り壊しているものでございます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

説明をしてもらっても、私は正直なことを言いましていろんな職業をやってきましたけれども、建設業だけはやったことありませんのでよくわかりません。おかげさんと、ときの会ニュースを出したことによって市民の方からいろんな情報提供をいただきまして、少し勉強もしてきたところでございます。

今の説明の中で言われると、この部分ができて、この部分を今壊しているという話ですか。

産業建設部長（大熊秀敏君）

はい、写真にあるとおりでございます。

2番（鏑本規之君）

そうですね。この落橋防止というのかな、それは基本的にはこういうものかな。

議長（後藤壽太郎君）

大熊部長。

〔発言する者あり〕

2番（鏑本規之君）

落橋防止といわれても、こんな図面をいただきまして、これを見ても私はわからんです。ですから、いろんなことでのいろんな人に、市民から情報をいただいて、ようよう今わかってはきております。

この中で説明がなされて、今から説明をしてもらうところもあるんですが、市のほうでいただいた資料を見ますと、この上のほうの部分のみの説明なんです。補修工事についてはどのようにするか説明もなかったんですけども、その補修工事について、どのような設計、またどういふことをされているのかということは今聞こうとしているんですけども、余り明快に答えていないように思いますので、議長、いま一度お伺いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

この2番目の、右岸の完成している橋台の一部を取り壊していることについてということでしょうか。

2番（鏑本規之君）

それでいいです。

議長（後藤壽太郎君）

要約してちょっともう1回。

産業建設部長（大熊秀敏君）

先ほど申し上げましたとおり、橋台の支承を設置するための箱状の穴と、それから落橋防止装置を取りつけるための穴の4つの位置がずれておったということで、正規の位置に戻すために今の部分の取り壊しをしているということでございます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

取り壊しているということは、要するに、こういうふうコンクリートをはつておるといふことでいいわけですね。

議長（後藤壽太郎君）

大熊部長。

産業建設部長（大熊秀敏君）

はい、そうでございます。

2番（鏑本規之君）

はい、わかりました。

それでは、順次質問をしていきます。

この工事、今の説明のとおり、設計会社、株式会社ユニオンというところが設計をされたと思うんですけども、その設計のミスということで、やり直しの工事が今始まっているよということなんです。このユニオンから出されたてんまつ書について、資料という形で出ておるかと思いませんけれども、これについての説明を求めます。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは3つ目の、平成24年10月5日に株式会社ユニオンより出されたてんまつ書についてでございますが、株式会社ユニオンが受注しました平成19年度橋梁設計業務について、今回の過失の判明に至った経緯、同社が作成した設計図面に誤って表示をしたという過失の内容、過失の原因、再発防止対策を、てんまつ書という形で同社が書面にして市へ提出したものでございます。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

この資料に出してある、読んでもらえればよくわかるかと思うんですけども、簡単な言い方をしますと、設計ミスですよということをみずから認めておるということですね。その中で、今後どうするかということが大事なことになるかと思っております。このてんまつ書を見ますと、平成24年10月4日に、本巢市役所の中において共同会議というのかな、協議をしておるといふ。本巢市と建設研究センター、所組等々、ユニオンも入ってなんですけれども、今後どのようにしていくのかなあということが検討されたかと思っておりますけれども、これについての報告をお願いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

10月4日に、確かに本巢市役所、それから建設研究センター、ユニオン、所組、それから郷鉄工、丸徳鉄工さんに集まっていたきまして、今後の対応策について検討をしております。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

検討しておりますじゃなくて、その検討の内容を聞いておるんです。

議長（後藤壽太郎君）

結果としてどうすることにしたかということでもいいんじゃないの。

大熊部長。

産業建設部長（大熊秀敏君）

この時点で、桁の製作過程ですが、既に発注済みであったため変更の対応が難しいということで、補修方法をここから検討したというふうに思っております。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鰐本君。

2番（鰐本規之君）

その検討によって、また市からいただいた資料 というのがあるんですけども、岐阜県土木事務所、県の研究センター等の意見を伺いながら、補修をどのようにやっていくかということが検討されたかと思うんですけども、その内容についての説明を求めます。

議長（後藤壽太郎君）

資料としてありますか。

2番（鰐本規之君）

きのう、もらったやつやよ。市のほうからもらった資料にそう書いてあるから、その内容について。

産業建設部長（大熊秀敏君）

11月だと思いますけれども、橋座を再削孔し位置の変更をすると、落橋防止取り付け工については正規位置に再削孔すると鉄筋が干渉し切断となるため、既存橋梁の補強工事ではなく、新設橋であるため、正規位置に補修をするというような内容であったというふうに思います。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鰐本君。

2番（鰐本規之君）

そういう会議の中で、どういう施工で直していくのかということが検討されたかと思っております。

そこまで持っていくまでにかなりの時間がかかってしまいましたけれども、早い話が、どういうふうで直すかということが検討されて、それに基づいて、今後どうしていくかということの検討がなされて、方向性が出たかと思っております。

あとは通告に従って、順次行けるのではないかなあというふうに思っております。

てんまつ書についてのことはそこまでしておきまして、このてんまつ書によって、ユニオンが全面的に悪いですよと、私のほうのミスですよと認めたことによって、1月25日に市長と株式会社ユニオンと交わした、この補修にかかわる工事代金はユニオンが全て負担しますよということの約束がされたかと思っております。このことについての説明を求めます。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、(4)の説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

今、議員申されましたとおり、1月25日付の株式会社ユニオンと交わした補修に係る工事費用の全額負担についてでございますが、株式会社ユニオンが業務における瑕疵を認め、業務及び工事の補修に要する費用については同社が全額負担するあかしとして、書面を平成25年1月25日に市へ提

出されたものでございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2 番（鏑本規之君）

今の報告はこれだと思わすけれども、これによりますと、補修に係るお金は全額ユニオンが払いますよということの確約だと思っております。それはそれで大いに結構なことだと思わすし、当然市に負担をかけるわけにはいかないということで、当たり前かなあという気はしております。

それに基づいて、平成25年1月28日、次に移ります、5番目に移りますけれども、業務の修補請求をしております。本業市からユニオンに対してですね。これは資料 になるんですけども、これについての説明を求めます。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を、産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

1月28日付で株式会社ユニオンに請求した業務修補請求についてでございますが、瑕疵の責任、費用の負担者が明確となったため、国土交通省や岐阜県の業務委託契約約款における瑕疵担保に関する条項に準じて、平成19年度の橋梁設計業務の受注者である株式会社ユニオンに対して、設計業務の修補を請求したものでございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2 番（鏑本規之君）

ユニオンは、本来この設計をミスしたところなんです。設計をミスして、その設計をミスした補修代金はユニオンが全額払うと言っているんですけども。その業者に、どうして補修の設計を委託したのかの説明を求めます。

議長（後藤壽太郎君）

大熊部長。

産業建設部長（大熊秀敏君）

先ほども申し上げましたが、瑕疵担保の責任におきまして、成果物の引き渡しを受けた後ににおいて当該成果物に瑕疵があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、または修補にかえ、もしくは修補とともに損害の賠償を請求することができるというものに基づきまして、ユニオンに対して修補の請求をしたものでございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

私もいろんなところから情報が入ってきますし、いろんなところへも勉強に行きます。県や国等に対してもそのようなことで、いろんなところで聞いてはおるんですけども、私が聞いたところでは、設計ミスをした業者に改めて補修の設計を委託することはまずありませんという回答だったんです。どうして本市だけがそういう方向に持っていったのかなあというのがよくわからない。当然、他社に対して設計依頼をしても、その設計料はユニオンが払うということになっておるから、本巢市にとって何の損失もない。にもかかわらず、どうしてユニオンに設計を委託したのか、いま一度お聞きをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

先ほど申し上げたとおり、瑕疵担保責任の受注者に対する修補の請求ということに基づきまして、ユニオンに修補の請求をしたものでございます。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

これは水かけ論になるかと思いますので、6番に移ります。

本巢市は設計書の確認、当然ユニオンに委託した設計書の、補修に係る設計の図面、それが本来正しいやり方なのか、本当に適正な補修なのかということの検査、確認等をしているかと思えますけれども、どのような経緯でそのことをしておるのかの説明を求めます。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を、産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

設計書の確認方法、あるいは確認業務を委託している業者の会社とその契約内容について、お答えをいたします。

平成19年度の橋梁設計業務における成果の確認は市の職員のみで実施しておりまして、確認業務をほかの業者へは委託しておりません。

確認の方法につきましては、業務の遂行段階に応じた、主に設計のための適用基準や設定条件の適用の是非、さまざまな計算結果の妥当性や、これにより完成された図面、数量計算書等の有無について、設計業者との協議打ち合わせ時や完了検査時に確認をしております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

補修工事の設計書を私も入手しております。これがそうなんですけれども、この中において、このやり方が正しいか否かということの判断を市がしたというふうに解釈していいわけですね。

議長（後藤壽太郎君）

大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

補修の工事の設計書は市としては持っておりません。補修の工法とか図面等については市は持っております。

この補修の方法につきましては、県で技術支援をしていただきます公益財団岐阜県建設研究センターに確認をしていただいたり、岐阜土木事務所にもアドバイスをいただいて、内容の確認をしているところでございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2 番（鏝本規之君）

今の答弁で少しおかしいなあというところなんです。なぜなら、最初にこの工事の補修をするのに、どういうふうにしたらいいかなあということを、今言われた人たちと10月の何日かにお話をしているはずなんです。その人たちが結論を出して、こういうふうにしますよと言った。それから出てきた図面に対して、ここがおかしいですよということが言えるのかなあという、私、もっと露骨な言葉で言うなら、同じ人たちが出してきた書類を同じ仲間の人が審査ができるんですかということなんです。本当に市民のために安全な工法なのかということが、どうして議論されるんですかということなんです。

この図面を見てもみますと、専門家に私も見てもらいました。そうしたら、しんになる鉄骨というのかな、もとから、本当の奥のほうからずうっと入っている鉄骨、鉄筋というのかなあ、そういうものを切ることは本来あり得ないというんですよ。そういう補修工事はしないということなんです。

この図面を見てもらってもわかると思うんですけれども、つくった本体はこれだけなんですよ、下のほうまであるんですよ。ここから下のほうからずうっと鉄筋が上のほうまで来ているんですよ。けれども補修のところはこの丸の本当の上のほんの一部分、3分の1のみのところのことを言っているんですよ。そのところを鉄骨をすぼんと切ってしまうと、それで主鉄骨と書いてある、ここにはね。主鉄骨を切ってしまうことが本当に正しい工法なのかということで疑問を持たれる専門家の方もありました。私も専門の人に聞いてきました。これはおかしいと言っているんです。なぜこの工法がそのまま使われたのかなあというので、非常に疑問に思っております。

それからもう1点、ある断面を削って鉄筋で組んでいく、切ったりかえたりして組んでいく。資料とかいろんな写真の中でこういうふうになっておるんですけれども、ここにまた枠を受けてコンクリートでぽんと埋めてしまう。私も専門家じゃないからよくわかりませんが、本来つくられたコンクリートをはつって、そこに金枠をつけてコンクリートを流し込んでも、私もコイを飼って

いる関係上、池のことは詳しいんですが、なかなかひつつかないんですよ。どうしてひつつけるんですかと聞いたら、接着剤でひつけるということなんですけれども、その接着剤についての説明を求めます。

それから、主柱を何で切ったのかということの説明を求めます。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

主筋につきましては、切断はしておりません。それから、今の接着剤を使用するという話でございますが、接着剤のことについて、岐阜県建設工事共通仕様書やコンクリート標準仕様書によると、既に硬化したコンクリートに新たなコンクリートを打ち継ぐ場合は、新旧のコンクリートの付着性を高めるため、打ち継ぎ面の適正な処理をしなければならないことになっており、この方法の一つとして、吸水調整材を打ち継ぎ面に塗る方法が規定されております。この吸水調整材は一般的に言われる接着剤ではなく、既に固まったコンクリート表面の吸水を抑制することで、そこに接合する新たに打設したコンクリートの適正な硬化及び付着を促すものでありまして、土木建築分野で広く使用されております。本工事ではこの方法を採用する予定でございますが、構造物の耐久性に悪影響を及ぼすものではなく、むしろ耐久性の向上に寄与するものと考えております。以上でございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2 番（鏝本規之君）

私は専門家じゃありませんから、のりのひつつきぐあいがどうのこうのということを議論しても時間が過ぎていくばかりなんです。

ただ一言言っておきますけれども、今の答弁でいくなら、どっかのトンネルの崩落事故はなかったということなんです。そのことを踏まえて、よく考えてまた答弁のほどをお願いしたいと思っております。

国においては、そういうものが今後とも起きるといけないということで、日本の各地にあるトンネルの上のにりでひつつけてあるものを莫大な金をかけてとっておるということなんです。それが、今の答弁でいくと、非常に丈夫くなって、やり直したほうがいいですよなんていう答弁、とても納得のできるような答弁ではありません。

次に移ります。7 番目ですね。

平成25年3月28日、本巣市から設計会社ユニオンに対して工事の補修をお願いするというのが請求されております。このことについての説明を求めます。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を、産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

3月28日付で株式会社ユニオンに請求いたしました工事修補請求につきましてですが、平成25年2月1日付で平成19年度の橋梁設計業務の修補業務完了届が提出され、業務の修補内容は適切と判断されたため、国土交通省や岐阜県の業務委託契約約款における瑕疵担保に関する条項に準じて、平成19年度の橋梁設計業務の受注者である株式会社ユニオンに対して、工事による修補を請求したものでございます。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

この設計会社は、極端なことを言うと建設業者じゃないんですね。建設業者じゃないところにどうして委託をしたのかなあとということ。また、今の説明の中にでも、本巣市が入札業者として指定しているよとかいう条件が何一つついていない。露骨な言い方をすると、ユニオンがどこの建設業者かよくわからない業者を連れてきて、補修をさせることをよしとしたんですか。結果として、日本でも有名な会社に委託をしてありますけれども、これはあくまでも偶然かもしれない。そういう可能性のあることをどうしてしたんですかということの説明を求めます。

議長（後藤壽太郎君）

産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

修補の請求、業務の補修請求につきましては、県におけます様式等もございまして、そちらを参考にさせていただいて出させていただいたことではございますが、結果としまして、今申されましたように、昭和コンクリート工業が受注したということで、業者の届け出につきましては、市へ届け出をしていただいて、協議はしているものでございます。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

少し話はそれるかもしれませんが、私は一応漁業組合の組合長をしております。河川にかかわる工事においては、漁業組合の承諾書を皆さんとりに来ます。今回のことが発覚した原因というもの、本来は漁業組合に対して承諾書が出ていないよということが原因かと思っております。そういう中において、調べていく中でこういうことがわかってきたというのが現実なんですね。

本来でいくと、市が発注をしなければいけない。市が発注をすれば、当然関係所管の承諾を得てくるよという指導がされたはずなんです。その指導がされていないから、このユニオンに至っては4月1日から6月28日まで。これは、漁協に関する者が見たらびっくりするような期間なんで

す。建設業界の方も多々傍聴者の中におられるかもしれないけれども、この時期においては工事をしないようにという形をとるように私たちはお願いをしているわけなんです。これはアユの解禁日の真っ最中、なぜこの時期に工事がなされるのかということ自体が、まず1点おかしいこと。これが、市が発注したならまずこういうことはなかっただろうと思っております。このことについての答弁をお願いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

契約書の中に、工事期間とか、そして関係場所との打ち合わせもするようになっていたかどうかということなんですが、いいですか。

大熊部長。

産業建設部長（大熊秀敏君）

市のほうから、通常の場合は、例えば漁協に届ける場合でございますが、施工業者が漁協さんのほうに届けを出されるものと通常の場合は思っております。例えば、今お話がございました漁協に届ける部分については、ユニオンと施工業者の間でその調整を業者が行う旨の記載の契約があるやに聞いております。

それから、この工事自体でございますけれども、市のほうからお願いして4月に発注をしていただいたもの、お願いというか、命令をして発注をしていただいたものでございますので、その点については、時期については市のほうも了承しているものと思います。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

現場を見られた人はよくわかるかと思うんですけれども、現場の中には当然施工業者等々の、2次業者にしても、3次業者にしても、全部会社名が書いてあるんですね。そこには必ず発注元というものが書いてある。その中に本巢市のものも載っていないんですね。そうすると、今言った答弁とはちょっとかけ離れているんじゃないかと思っておりますので、改めて聞きます。

議長（後藤壽太郎君）

いいですか。

大熊部長。

産業建設部長（大熊秀敏君）

発注されておりますのはユニオンが発注しておりまして、看板には発注者ユニオンとなっておりますが、その内容につきまして、市のほうとの調整をしておるのは事実でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

いいですか。注文者とここには書いてある、ね。本来注文をしたのは、本巢市の工事だから本巢市が注文するんですよ。ですから、ここにユニオンと書いてあるのはおかしいと思うわけ。だから、なぜここに本巢市と書いてないのかということなんです。

ここを見たときに、どうして河川の工事が一建設業者やら、一設計事務所が工事ができるかということなんです。これは、県が許可しなければ絶対にできない、もしくは市が許可しなければ絶対にできないところなんです。ならば、ここに当然市の名前が1つぐらいあったって罰は当たらないと思っている。ですから、おかしい工事が始まっていますよとあって、市民の方から私のところに来たかと思っている。もう少し真面目に答えていただければ次に進めないような気がします。

早い話が、どうして今までこのことを明確に私たち市会議員に報告がされなかったかという、だんだんと疑惑が湧いてきちゃうんですよ。何にも不思議じゃない。当たり前のことを当たり前のようにやっていただければ、何ら問題もなかった話だと思っております。

それが質問等に問いても、何となく理解に苦しむような答弁が多いけれども、いつまでやっておてもしょうがないから、次に移りますけれども、次というよりも、この件においてね、ユニオンが昭和コンクリートに請け負わせた金額ですよ。これは378万なんです。全ての工事をやるのに378万、これが高いか否かはよくわかりませんが、この金額で済ませようという形でやっていったんじゃないかなあという気がしているからこの金額を今出したわけなんです。本来、この工事は8,330万かけて行っている工事なんですよ。その補修工事、これが安全性が保たれるか否か、大事な工事なんですけれども、その補修工事が378万、このことを承知しておりましたか、伺います。

議長（後藤壽太郎君）

8番の項目で、答弁を願います。

産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

8番の中には、今おっしゃいました金額のことには触れられておりませんが、8番の、右岸工事は黒川工務店が入札落札者となり工事を行っていますが、工事内容等の契約について、また入札資格についてということで御返事をさせていただきます。

右岸工事は、黒川工務店が入札落札者となり工事を行っていますが、工事内容等の契約について、また入札資格についてでございますが、右岸工事については、平成20年度第1期工事としてのり面工の上3段分を、また平成21年度第2期工事としてのり面工下2段分及びA2橋台施工・取りつけ護岸工を一般競争入札により契約しております。

また、入札資格につきましては、一般競争入札の参加資格条件として、建設業許可、業種及び総合点数、施工実績、配置技術者、事業所の所在地の条件を設定しており、当然のことながら全ての条件を満たしております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2番（鏑本規之君）

8番ということで、少し建設部長はおしゃべりをしましたけれども、これは副市長に少しお伺いをいたします。

契約においては、落札業者を決めるのは当然総務のほうで物事はなしているだろうと。そういう中において。

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君、副市長にはちょっと通告は入っておりません。

〔発言する者あり〕

8番入っておったですか。

はい。

2番（鏑本規之君）

いろんな契約、入札の制度その他もろもろで全てのことがなされているだろうと思っている。そのことについての説明をしてもらった後に、これは22年に完成をしているんですね。完成をされていて、それが当然検査を受けて、黒川工務店に8,338万のお金が払われているんですね。そうなった時点において、その橋の橋台というのかな、が全て本巢市のものになっているはずなんです。それを約2年近くたってから、間違っていましたよと言って、補修工事をするということにおいては、露骨な言い方をすると、新車を買ってきて車庫においておいた。どこかの人が車こつけていってドアへこんじゃいましたよと。交換しました。その交換代金だけで済ませますかという話なんです。当然、総務としてこの財産管理をしているときに、継ぎはぎだらけになった橋台というのかな、こういう補修の継ぎはぎだらけのもの、そういうものに対する感覚、感性というものかな、そういうものはどのように考えているのか、お伺いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を副市長に求めます。

副市長 青木一也君。

そして、時間が5分切りますので、時間配分をお願いします。

副市長（青木一也君）

ただいま、入札の手続等々から今回の事案についての、業者の責任といったことについてのお尋ねでございますが、工事に関する入札につきましては、工事費1,000万円以上の工事については一般競争入札ということで、入札参加資格等々を業者選考委員会で決定の上、報告の上行っております。今回の工事についてもそれに基づいて行ったところでございます。

また、今回の事案についての責任ということでございますけれども、市におきましては、こういった工事におきましていろんな不手際等があった場合は、市の建設工事請負契約に係る入札参加資格停止措置要綱というものを設けておりまして、その中で、該当の業者に対して、基準に照らし合わせて処分を行うこととしております。

今回におきましては、その要綱の中で、過失による粗雑工事に該当すると判断をいたしまして、

1カ月以上6カ月以内という基準がございますけれども、県における事例等も参考の上、1カ月の指名停止措置を行ったところでございまして、そういった意味で、市としてはユニオンに対して一定の処分を科しまして責任を問うたものでございます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

私が問うておることと少し違うんです。それと、もう1点、8,330万もかけたものが傷だらけになったけれども、その価値観の差額分を考えているかということを知っています。

議長（後藤壽太郎君）

副市長 青木君。

副市長（青木一也君）

それにつきましては、先ほど来答弁しておりますとおり、委託業務の中で瑕疵を犯したということとございまして、同等の形で、正しい形でその現場を修復するということを瑕疵担保責任に基づいてユニオンのほうに求めて、現在修復中でございますので、それに基づいて、市としてはそれを受け入れようと思っておるところでございます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

今の答弁でちょっとびっくりしたんですね。本巢市の市民は、この工事においては新品のさら注文したわけなんです。それが傷だらけの継ぎはぎだらけになっても、何らかかわりがございせんよというような答弁にびっくりをいたしました。この答弁は答弁として、よく考えておきます。

あと時間がないということですので、市長に少しお伺いをいたします。

今後の対応、またこのユニオンに対して、副市長は継ぎはぎだらけでも価値はそのままですよということですけども、市長も同じような考えなのか、またユニオンに対して、多少なりとも損害賠償請求をする考えがあるのかをお聞きします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、12番の今後の対応、対策、責任についてということで、答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

大変、何か久しぶりに力の入った御質問をお聞きしていただきましたけれども、先ほど来、部長、副市長等がずっとお答えしております。

我々は、今回の件につきましては、今部長も答弁しておりますように、基本的にはユニオンに責任があるというふうに思っております。これはやっぱり設計業者が本来の設計どおりにやっ

かったということにおいて、ユニオンに責任がある。そういうことで、ユニオン側も非を認めて、設計の変更、そしてまたその変更にかかわる工事のものも全額負担するというようなことで、基本的には設計業務がおかしかったということで、瑕疵担保責任の一環で全て工事をやっていただいております。

そしてまた、その工事においても、先ほど来、新品のものが何かセコハンになった、そういう話でやっていますが、そうではなくて、その部分のところはちゃんと県の設計基準等々に基づいて、そしてまた使う材料もそういうものに基づいてやっているというふうに私どもは思っております、決して新品だったものを壊したことによって、何かセコハンになって、全然使い物にならない、きずものになったというような認識はいたしておりません。やはり、当然強度とかということも踏まえてやっていただいていると、そしてまた設計等々もそういうことに基づいてやっている、そして工事もしっかりした形でやっていただいているというふうに私どもは認識をいたしております。

その責任の度合いというのは、やはり向こう側の責任が大きくなるということで、先ほど来お話ししておりますように、こうした工事のときに間違った場合は、第一義的には入札資格の停止ということでも責任をとっていただくということで、今回も1カ月の指名停止をさせていただいております。

また、今後の対応についても、今回なぜこんなことが起こったのかというのが、私も素人ですから余り大きなことは言えませんが、基本的には本来設計業者の中においてもやはりもう一度見直す、我々役所の場合も、いつも仕事する上でお互いにもう一人の人にチェックしてもらうとか、お互いチェックするような形で、できるだけ資料の間違いというのをなくすようにという今指導をしているんですけれども、今回のこの設計も、内部でもう一度違った観点からチェックしておればこういうものが起こらなかったんじゃないだろうかというようなふうにも思っております、ぜひ今回の反省に立って、これからこういう業者等々に対してはいま一度違った観点で、違った目で設計等ももう一度チェックする、そういう体制をつくってほしいというようなことをこれから指導していかなきゃならない、市でもそういうことを要請していかなければならないというふうに思っております。そしてまた、我々市においても、書類をそのままのみにするのではなくて、なかなか市の職員も専門職員があるわけではございませんので、なかなか限度もございまして、幸い県、またそれぞれ建設研究センター等々、今までも技術的指導を受けながらやっておりますので、そういったところとも相談させていただきながら、我々サイドとしても、変な体制にならないようにやらせていただきたいというふうには今思っているところでございまして、ぜひそういう方向で今後も努めていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、この工事、今現在瑕疵担保責任に基づいて修補工事をやっていただいております。この事業は、御案内のように国の交付金事業を使わせていただいております。この事業は、御案内のように国の交付金事業を使わせていただいております。期限等々もございまして、そういったことから工事を、そういうことだから急いでおるわけでもございまして、ちゃんとしっかりと設計、積算に基づいてやっております。年度内完成、できるだけ早く使っていただきたいということから、

今年度中にぜひ最終の工事をさせていただきたいということで、今修補工事を進めさせていただいておるところでございます。

そういったことで、今後も間違いのないような工事手法をこれからもとっていききたいというふうに思っております。

また、賠償責任を問うというようなお話もございますけれども、厳格に言えば、こういった設計のミスによって我々職員がいろいろ残業をしたりとか打ち合わせをやったりとかという、そういうことでの職員への負担というのは間違いなくかかっておるものがございますけれども、それをもって賠償をやるかという話は、なかなかそこまで責任をどうかなという思いもしますし、その構造物のほうも我々サイドとしてはしっかりとした工事でやっていただける、そして材も安心したものを使える、そして、安全度も別に支障はないという判断を県、それから建設研究センター等々からもいただいておりますので、そういったことで心配なく、安心感を持ってこの工事を見守っているところでもございます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

この件については、少し歯切れが悪いので、まだ1回、3カ月ありますので、次の一般質問でいま一度やりたいと思っております。

樽見鉄道について、お伺いをいたします。

5月の末に行われました樽見鉄道の役員会の中で、田中社長が任期を1年残して辞表を出したということでもありますけれども、この件について市長の説明を求めます。

議長（後藤壽太郎君）

総務部長でいいですか。

2番（鏑本規之君）

総務部長でもいいよ。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、議員御質問の樽見鉄道役員会におけます田中社長が任期を1年余り残して辞表を提出されたことについてでございます。

5月31日に開催されました樽見鉄道株式会社の役員会におきまして、現在代表取締役社長であります田中良似氏より、今期のこの株主総会終結のときをもって辞任したい旨の表明がございました。

役員会で御審議されまして、その結果、後任が決まっていないと、こういったことから任期満了までその職を継続していただきたいという要請がございまして、当人もこれを了承されたという

ころでございます。以上でございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2 番（鏑本規之君）

田中社長においては、私も議員になった当初からいろんなことで苦言を申してきました。あの人はあの人なりに一生懸命やっているかなあという気はしております。

市長の中におかれましても、いろんな方の人事等々考えなければいけない時期が来ているかなあというふうに聞いておりますし、また他の市町村の長たちにも少し話を伺ったところ、考えてもいいなあというようなことを伺っております。この6月に株主総会があるかと思っておりますけれども、そのときに正式に出されるかと思っております。それまでに、もし市長が腹案でもあればということでお伺いをいたしますけれども、なければ次に移りますけれども、ありますか。

市長（藤原 勉君）

ありません。

議長（後藤壽太郎君）

ないようです。

2 番（鏑本規之君）

では、次に移ります。

先輩議員が、きのう、樽見鉄道の新駅を穂積のほうにということで質問をされたかと思っておりますけれども、この件については堀市長が長年の夢という形で私に前々からよく語っております。今の穂積の駅からもう少し西のほうに新しい駅をつくらうという構想を持っております。先輩議員の話をする聞いておる中で、新しい駅の構想から、樽見鉄道の本線に一番近いところというと、300メートルそこそこというふうに聞いております。後々、きのう堀市長といろいろと電話等でお話をしたんですけれども、非常に開拓をこれからするべきところであるということで、新しいまちづくりも非常にしやすいところであろうなというふうに夢を語っておりました。

もし瑞穂の市長さんのほうからそういう新駅をつくりますよと、そこに樽見鉄道を直結してはどうかと、また古くなった大垣に行く鉄橋を新たにつくるとなると10億以上のお金がかかるであろう、もっとかかるかもしれない、そういうことを含めて、もし瑞穂の市長がそういう夢を実現したいなあというようなことがあった場合、当市長として、それに参加する気持ちがあるのか、お伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

東海道本線の西のほうに駅ができたときにどうかというお話でございます。

昨日、安藤議員のほうからいろいろお話もございまして、今の状況をお話し申し上げました。そして、今また鏝本議員のほうからお話がございました。

いずれにいたしましても、昨日のときもなかなか明確な答弁ができません。それは、やるとしても瑞穂市でございますので、本巣市につくる駅ではありませんので、瑞穂の駅を私どもがどうのこうのと言うわけにはいきませんが、今お話のように、もし瑞穂市がJRの穂積駅よりか西に新駅をつくるということで、もしそういう行動を起こされると。そして、それについては、でき上がった後にもし樽見鉄道をそこに乗り入れたらどうだと。そういうお話が具体的な話として出てくれば、これは当然瑞穂も本巣も北方も、この辺ずっと沿線の樽見鉄道を使っている沿線市町でございますので、そういう相談があれば、ぜひ私どものほうも前向きに御検討させていただくと、そして、いろいろと一緒にあってそういう方向ができるなら、ぜひ我々としても協力を惜しまない、そういう覚悟もございまして。いずれにいたしましても、瑞穂市側でそういうものが起きなければ、本巣市側のほうからよその土地に踏み込んでものをつくるということはなかなかいきませんので、例えば今のはまだ仮定の話というふうで承っておきますけれども、その話がもし具体化するならば、前向きに検討していきたいというふうに思っております。

議長（後藤壽太郎君）

あと1分です。お願いします。

〔2番議員挙手〕

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

きょうも先輩議員が、人口の推移で、30年先には本巣市の人口は5,000人減りますよというような質問をしております。

隣接する瑞穂また北方がどんどんどんどん人口がふえていくのに、本巣だけが減るということは、市長のきょうの答弁の中でも、南部のほうは人口が減るようなことはないだろうと。裏を返せば、北のほうは人口が減るということなんです。それを防ぐためにも、樽見鉄道を何とか直結をして、なるだけお金のかからない方法で存続をできるようにしていただければ幸いかなあと思っております。

確かに夢の話ですので、まだ実現ということではありませんけれども、堀市長が長年持っておる夢ですので、もし夢が実現になったときには、市長のほうも積極的に参加していただいて、樽見鉄道の存続を図っていただければ幸いだと思っております。

きょうは、最後、ちょっとやわらかい話になりましたけれども、これで私の質問を終わります。

散会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

本日、全ての日程が完了をいたしました。

傍聴者の皆様方には、たくさん最後までおつき合いをいただきまして、本当にありがとうございます。

ます。今後も議会活動、みんなが一人一人一生懸命やっていますので、また今後とも御協力のほどよろしく願いをいたします。

それでは、これで全て終了いたしました。

6月27日木曜日午前9時から本会議を開会いたします。またそのときは御参集をください。

本日はこれにて散会をいたします。大変お疲れさまでした。

午後2時55分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員